

第2期大分市民のこころといのちを守る
自殺対策行動計画
(案)

大分市

目次

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 自殺対策と持続可能な開発目標（SDGs）・・・・・・・・・・ 3

第2章 大分市における自殺の現状

- 1 統計からみる大分市の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 こころの健康に関する大分市民意識調査結果・・・・・・・・ 14

第3章 これまでの取組と評価

- 1 数値目標の達成状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 2 取組の実施状況ならびに指標別進捗状況による評価・・・・・・・・ 25
- 3 本市の自殺対策における課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

第4章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 2 基本認識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 3 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 4 評価指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 5 施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

第5章 自殺対策における取組

- 1 重点施策
 - （1）地域におけるネットワークの強化・・・・・・・・・・ 37
 - （2）自殺対策を支える人材の育成・・・・・・・・・・ 38
 - （3）市民に対する自殺予防啓発と自殺対策に関する正しい知識の周知・・・・・・・・ 39
 - （4）自殺未遂者等への支援の充実・・・・・・・・・・ 40
 - （5）自死遺族等への支援・・・・・・・・・・ 40
 - （6）児童生徒の SOS の出し方・受け止め方に関する取組の実施・・・・・・・・ 41
 - （7）ライフステージや属性・状況に応じた支援・・・・・・・・ 42
 - （8）生きることの促進要因への支援・・・・・・・・・・ 45
- 2 生きことを支える支援関連施策・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

第6章 計画の推進体制

- 1 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- 2 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

第1章 計画の基本的事項

1 計画の背景と趣旨

我が国において、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は、2006（平成18）年に自殺対策基本法が施行されて以降、広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数は3万人台から2万人台に減少するなど、着実に成果を上げてきました。しかし、自殺者数は依然として2万人を超える水準で推移しており、さらに新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、地域経済の悪化など自殺の要因となりうる様々な問題が悪化したことにより、2020（令和2）年には11年ぶりに前年を上回っており、憂慮すべき状況が続いています。

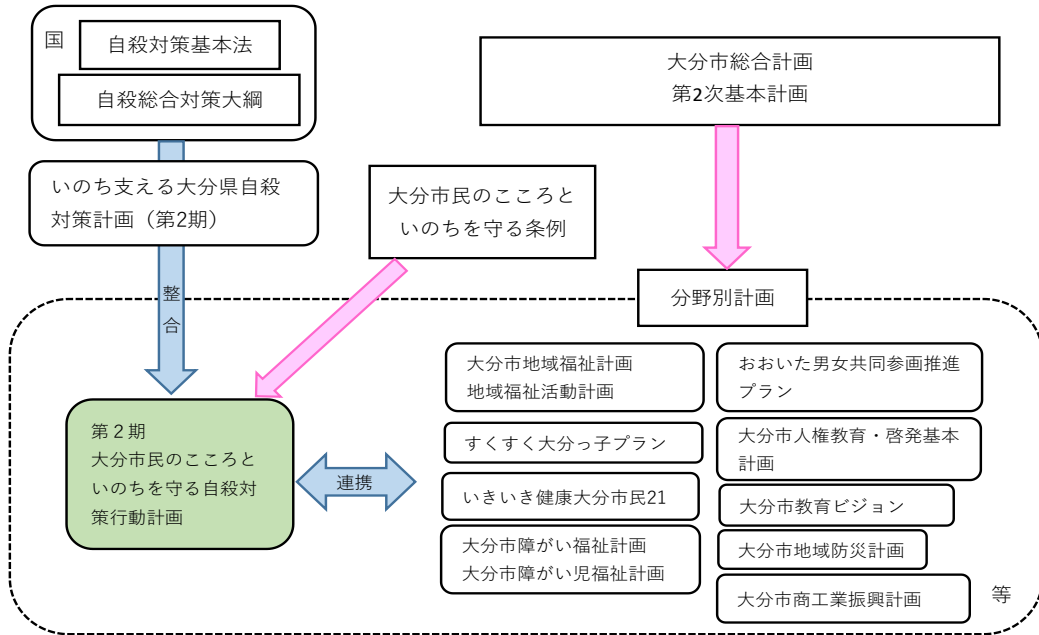
そうした中、2022（令和4）年10月には新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、コロナ禍の自殺の動向も踏まえ、総合的な自殺対策の更なる推進・強化が求められており、大分県においては、この大綱の内容を踏まえ、2024（令和6）年3月に「いのち支える大分県自殺対策計画（第2期）」を策定しています。

本市におきましては、2015（平成27）年9月に「大分市民のこころといのちを守る条例」を制定し、本条例に基づき、2016（平成28）年12月に「大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画」、2022（令和4）年3月に「同延長計画」を策定し、関係機関や関係団体と連携を図りながら、9つの施策と関連する109の取組を全庁横断的に推進し、総合的な自殺対策に取り組んできました。

「第2期大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画」は、新たな大綱や県の計画と整合性を図るとともに、本市の実情を踏まえながら、2025（令和7）年4月から2031（令和13）年3月までの6年間を計画期間とする、本市における総合的な自殺対策の基本指針として策定いたしました。今後は、『市民一人ひとりの「こころ」と「いのち」を守り、ともに支え、ともに生きる大分市』を基本理念として掲げ、市民、関係機関・関係団体等と連携しながら、様々な自殺対策を着実に推進し、市民一人ひとりが、心身ともに健康で、みんなで助け合い、心かよう大分市の実現を目指します。

2 計画の位置付け

本計画は、「自殺対策基本法」及び「大分市民のこころといのちを守る条例」に基づき、「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえつつ、本市の自殺対策を総合的に推進していくための計画です。市の最上位計画である「大分市総合計画」の分野別計画と位置付け、「いきいき健康大分市民 21」をはじめとした医療・保健・福祉分野等の関連計画や、自殺対策に関連する他の計画との整合性を図るものとします。



3 計画の期間

本計画の期間は 2025（令和 7）年度から 2032（令和 12）年度までの 6 年間とします。ただし、「自殺対策基本法」または「自殺総合対策大綱」が見直された場合など、必要に応じて本計画の見直しを行うことといたします。

年度	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
国	自殺総合対策大綱(H29閣議決定)			自殺総合対策大綱(R4閣議決定)				自殺総合対策大綱(R9見直し予定)				
大分県	いのち支える大分県自殺対策計画(H30年度～R5年度)					いのち支える大分県自殺対策計画(第2期)(R6年度～R11年度)						第3期
大分市	大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画(H29年度～R3年度)			大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画延長計画(R4年度～R6年度)			第2期大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画(R7年度～R12年度)					

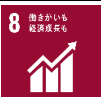
4 自殺対策と持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs（Sustainable Development Goals＝持続可能な開発目標）は、「2030（令和12）年までに私たちの社会をもっとよくしていく」ことを目指して、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された国際目標、行動計画のことで、17の大きな目標と169のターゲットから構成されています。

自殺対策は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」という基本理念のもと、生きることの包括的支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開する必要があります。

この考えは、「誰一人取り残さない」をスローガンに、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであり、本計画を推進していくことが、自殺対策のみならず、SDGsの達成のうえでも重要といえます。

本計画と特に関連するSDGsの目標は以下のとおりとなっています。

	貧困	【目標1】 貧困をなくそう
	飢餓	【目標2】 飢餓をゼロに
	保健	【目標3】 すべての人に健康と福祉を
	教育	【目標4】 質の高い教育をみんなに
	ジェンダー	【目標5】 ジェンダー平等を実現しよう
	成長・雇用	【目標8】 働きがいも経済成長も
	不平等	【目標10】 人や国の不平等をなくそう
	都市	【目標11】 住み続けられるまちづくりを
	平和	【目標16】 平和と公正をすべての人に
	実施手段	【目標17】 パートナリーシップで目標を達成しよう

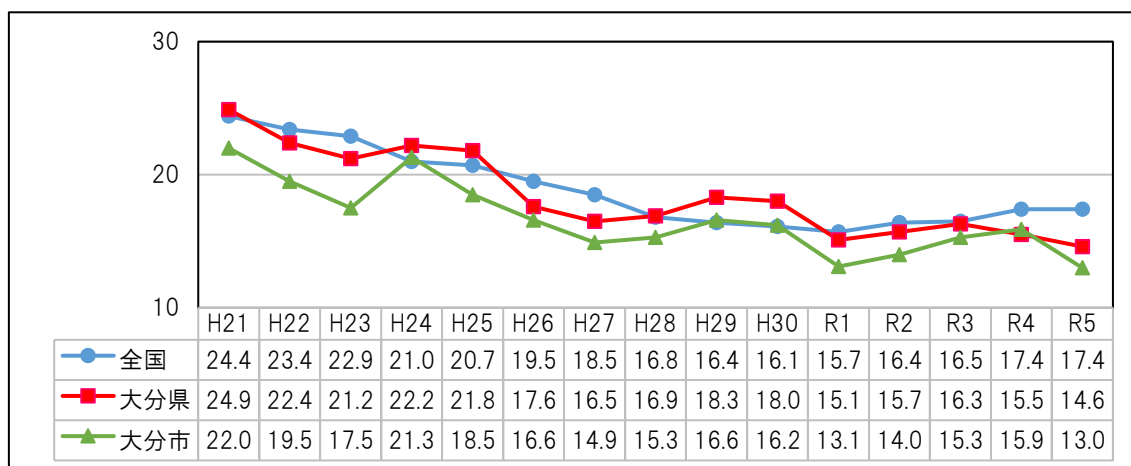
第2章 大分市における自殺の現状

1 統計からみる大分市の現状

(1) 自殺死亡率の推移

本市の自殺死亡率（人口 10 万人あたりの自殺者数）は、全国、大分県と比較して低い傾向にあります。2023（令和 5）年には自殺死亡率が 13.0 となり、2009（平成 21）年以降最も低くなっています。

図1 自殺死亡率（人口 10 万人あたりの自殺者数）の推移（2009（H21）～2023（R5））

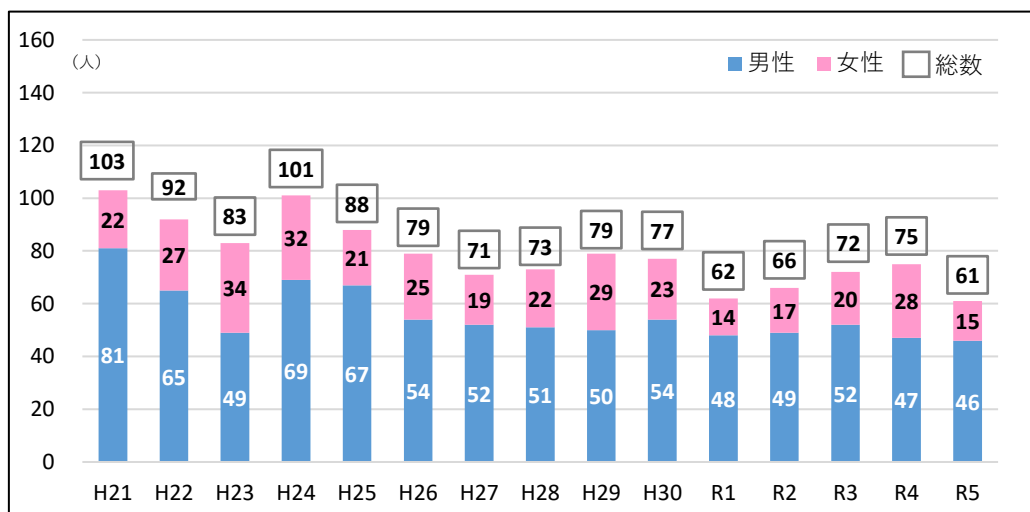


出典：厚生労働省「人口動態統計」を基に大分市作成

(2) 自殺者数の推移

本市の自殺者は、2009（平成 21）年以降増減を繰り返しており、2023（令和 5）年は最も少ない 61 人となっています。

図2 自殺者数の推移（2009（H21）～2023（R5））

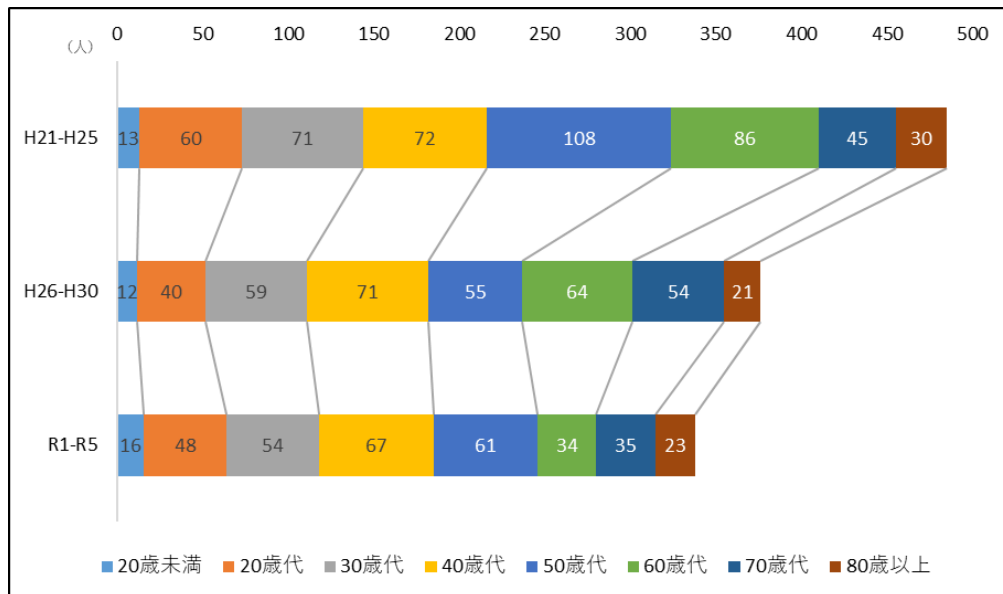


出典：厚生労働省「人口動態統計」を基に大分市作成

(3) 自殺者の年代別自殺者数

年代別の自殺者数を 2009（平成 21）年から 5 年毎に集計したデータでみると、自殺者数は減少傾向にあり、特に 50 歳代、60 歳代の自殺者数が大きく減少しています。

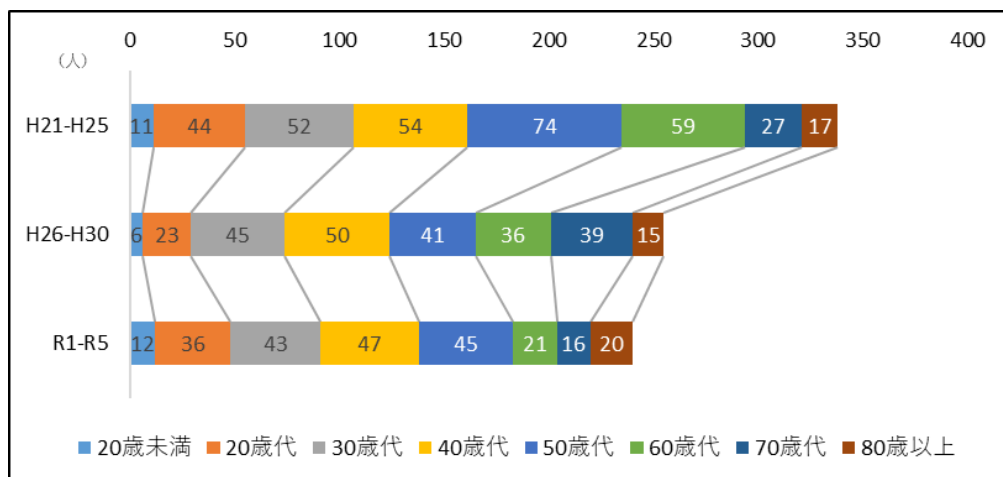
図 3－1 自殺者の年代別内訳（2009（H21）～2023（R5））



出典：警察庁統計 自殺日/住居地（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）を基に大分市作成

男性は、50 歳代、60 歳代の自殺者数が大きく減少しています。

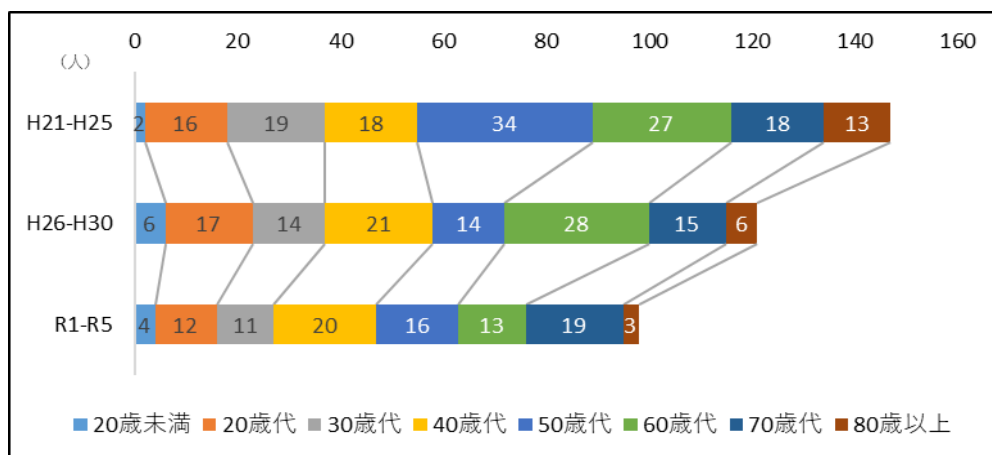
図 3－2 自殺者の性・年代別内訳（男性）（2009（H21）～2023（R5））



出典：警察庁統計 自殺日/住居地（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）を基に大分市作成

女性も男性と同様に、50 歳代、60 歳代の自殺者数が大きく減少しています。

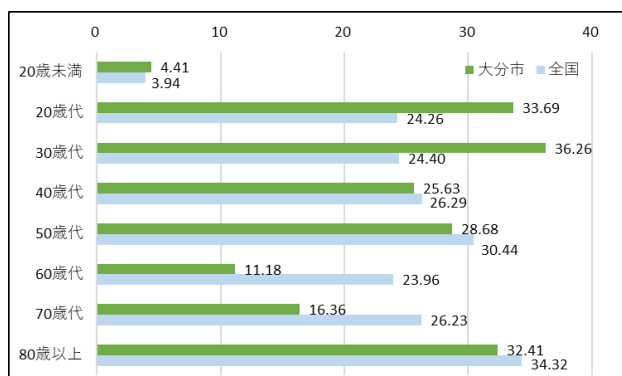
図 3 - 3 自殺者の性・年代別内訳（女性）（2009（H21）～2023（R5））



出典：警察庁統計 自殺日/住居地（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）を基に大分市作成

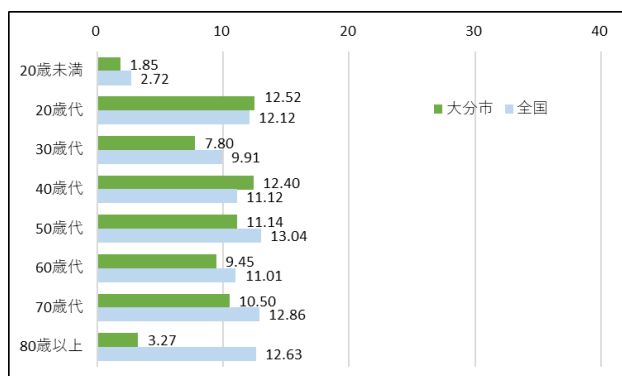
性・年代別の自殺死亡率を全国と比較すると、特に男性の 20 歳代、30 歳代が全国を上回っています。女性は全国と比較しても大きな差はありませんでした。

図 4 - 1 性・年代別の平均自殺死亡率（大分市・全国）（男性）（2017（H29）～2021（R3））



出典：厚生労働大臣指定法人・一般社団法人 いのちを支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール 2023（大分市）」を基に大分市作成

図 4 - 2 性・年代別の平均自殺死亡率（大分市・全国）（女性）（2017（H29）～2021（R3））

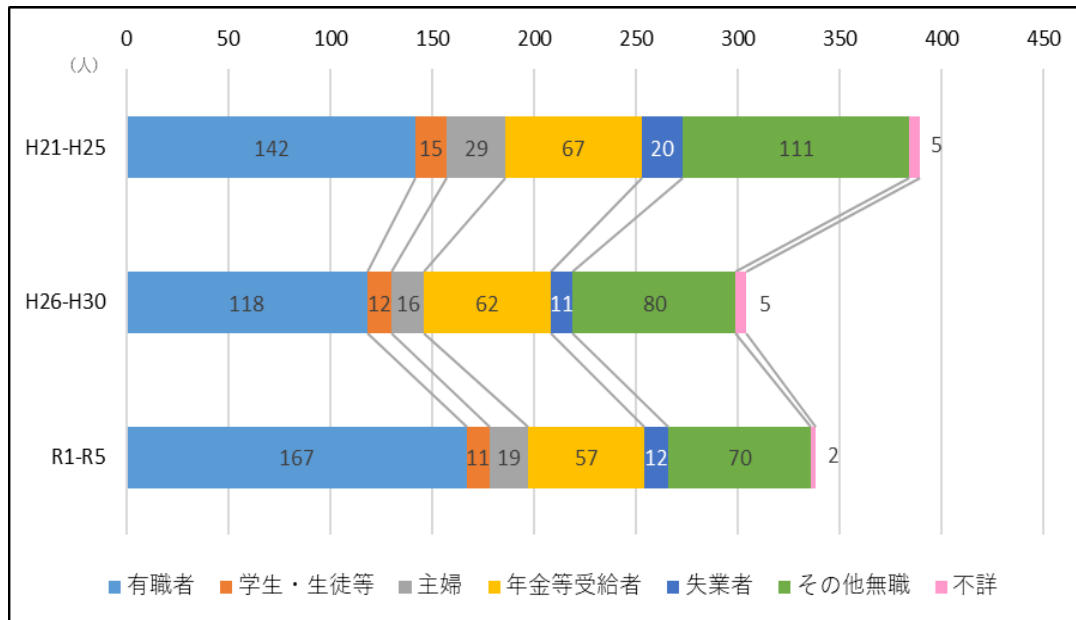


出典：厚生労働大臣指定法人・一般社団法人 いのちを支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール 2023（大分市）」を基に大分市作成

(4) 職業別自殺者数

有職者の自殺者が多く、次いでその他無職者、年金等受給者となっています。

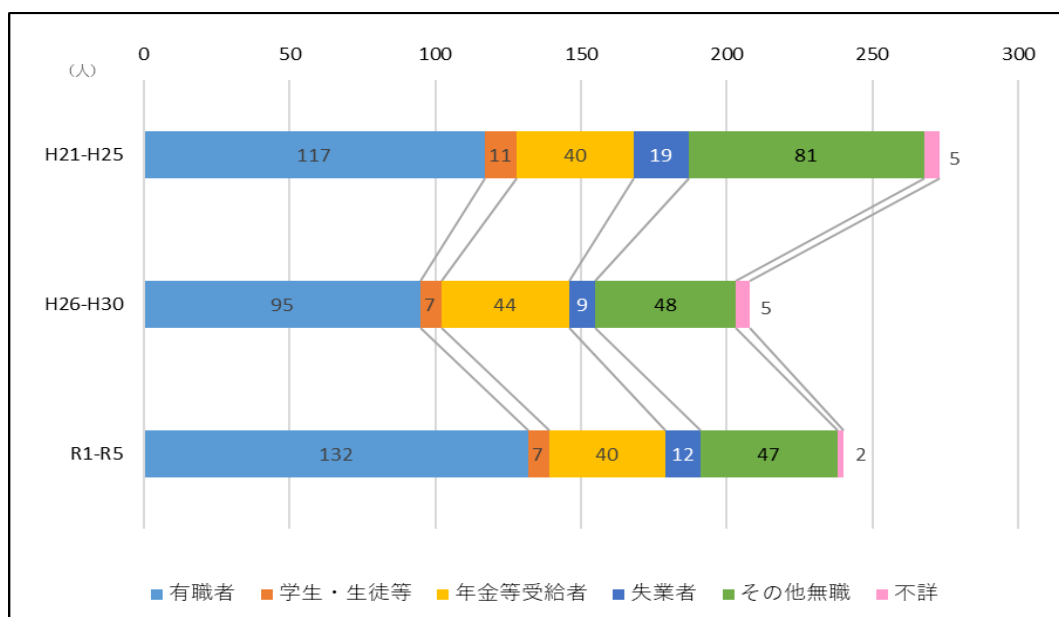
図5－1 職業別自殺者数推移（2009（H21）～2023（R5））



出典：警察庁統計 自殺日/住居地（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）を基に大分市作成

男性は、有職者が一番多く、次いでその他無職者、年金等受給者となっています。

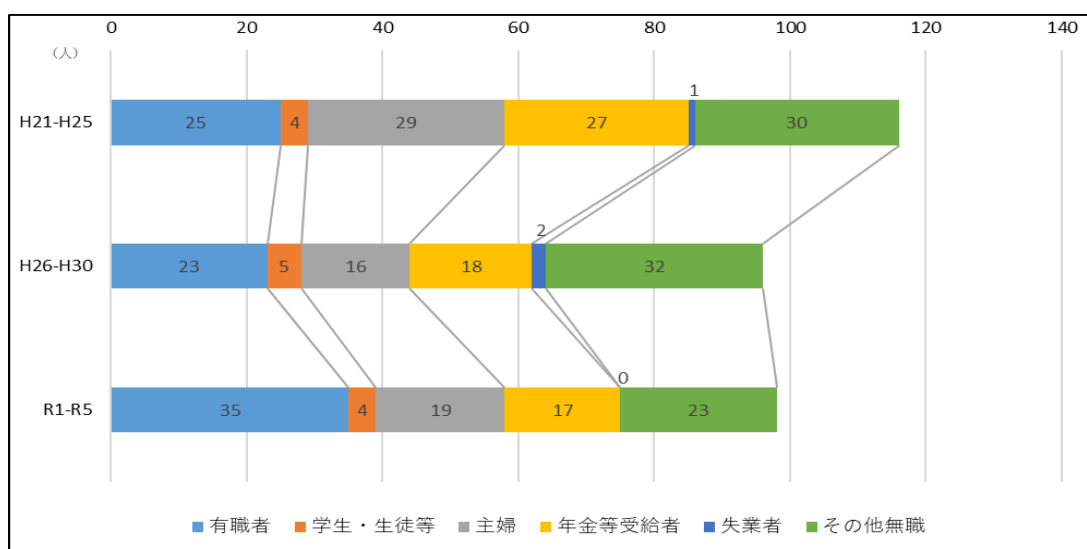
図5－2 職業別自殺者数推移（男性）（2009（H21）～2023（R5））



出典：警察庁統計 自殺日/住居地（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）を基に大分市作成

女性は有職者、その他無職者が多く、次いで主婦、年金等受給者となっています。

図5－3 職業別自殺者数推移（女性）（2009（H21）～2023（R5））



出典：警察庁統計 自殺日/住居地（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）を基に大分市作成

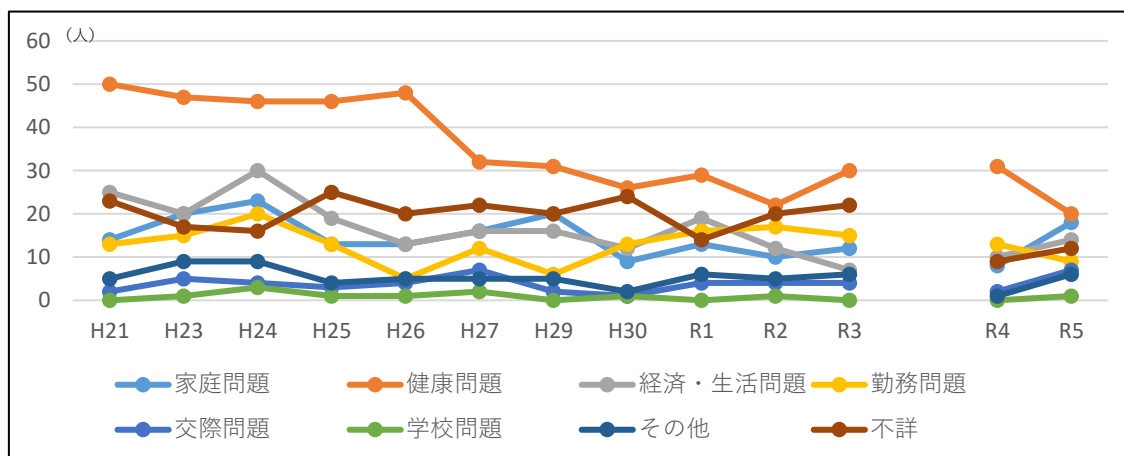
（5）原因・動機自殺者数

原因・動機別では、健康問題が一番多く、次いで年次によって差はありますが経済・生活問題や家庭問題が多くなっています。

自殺の原因や動機が不明な方も一定数います。

図6－1 原因・動機別自殺者数（2009（H21）～2023（R5））

一人3つまで計上可（～R3）
一人4つまで計上可（R4～）



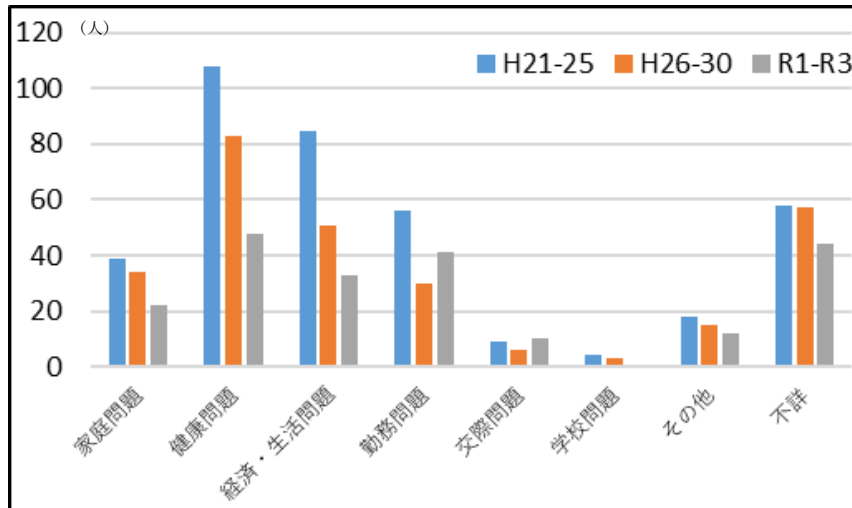
出典：警察庁統計 自殺日/住居地（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）を基に大分市作成

※2010（H22）、2016（H28）については、原因・動機別自殺者数の大分市分は公表なし

※2021（令和3）年までは、遺言等の生前の言動を裏付ける資料がある場合に限り、自殺者一人につき3つまで計上可能としていましたが、2022（令和4）年からは、家族等の証言から考えうる場合も含め、自殺者一人につき4つまで計上可能となりました。そのため単純に比較することができないことから、分けて記載しています。

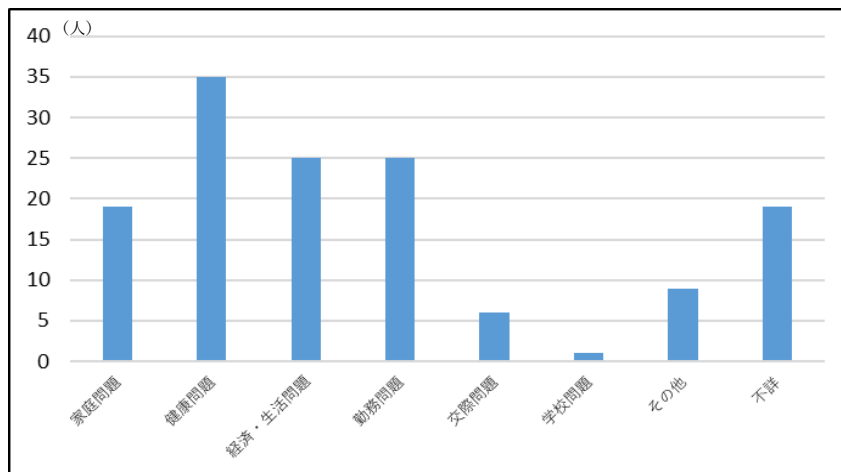
男性は、健康問題が一番多く、次いで経済・生活問題、勤務問題が多くなっています。

図6－2 原因・動機別自殺者数（男性）（2009（H21）～2021（R3））



出典：警察庁統計 自殺日/住居地（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）を基に大分市作成

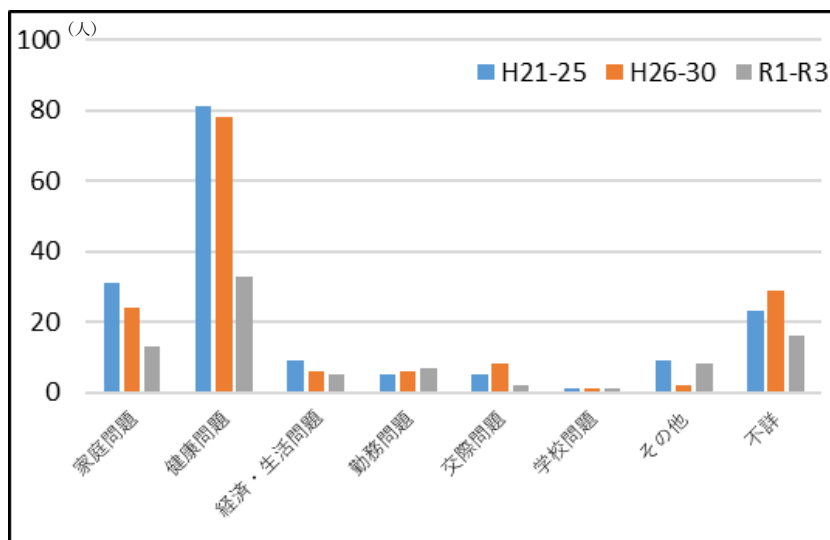
図6－3 原因・動機別自殺者数（男性）（2022（R4）～2023（R5））



出典：警察庁統計 自殺日/住居地（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）を基に大分市作成

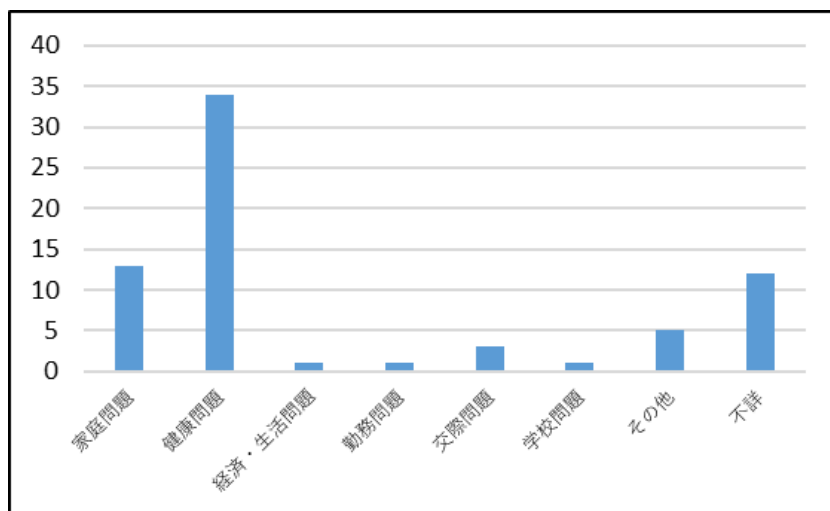
女性は、健康問題が一番多く、次いで家庭問題となっています。

図6－4 原因・動機別自殺者数（女性）（2009（H21）～2021（R3））



出典：警察庁統計 自殺日/住居地（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）を基に大分市作成

図6－5 原因・動機別自殺者数（女性）（2022（R4）～2023（R5））

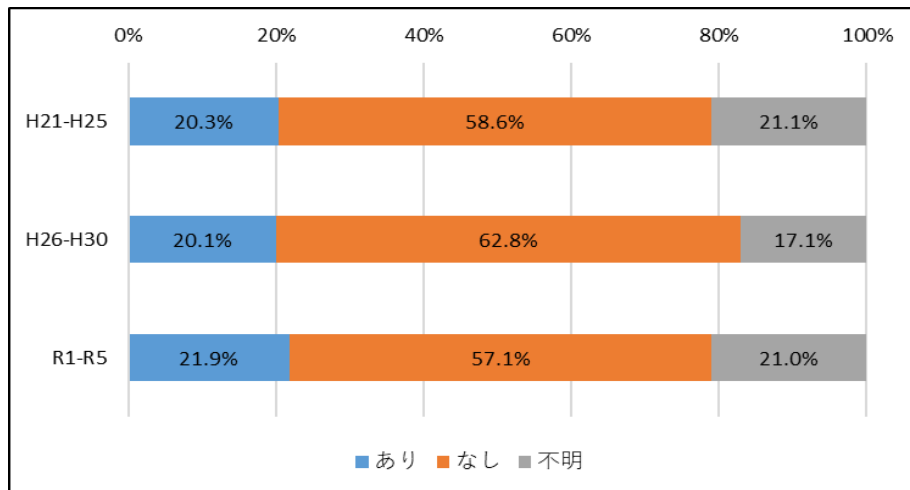


出典：警察庁統計 自殺日/住居地（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）を基に大分市作成

（６）自殺未遂歴の有無

自殺した人の約 20%に自殺未遂歴があります。過去 15 年間でその割合に大きな変化はありませんでした。

図 7－1 全体の自殺未遂歴の有無（2009（H21）～2023（R5））



出典：警察庁統計 自殺日/住居地（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）を基に大分市作成

男女別で自殺未遂歴の有無を比較すると、女性の方が自殺未遂歴のある方が多くなっています。

図 7－2 男性の自殺未遂歴の有無
（2009（H21）～2023（R5））

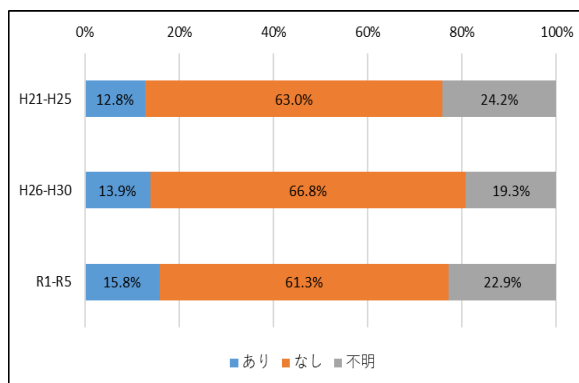
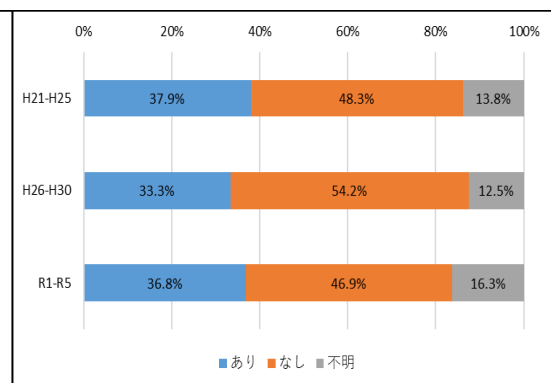


図 7－3 女性の自殺未遂歴の有無
（2009（H21）～2023（R5））



出典：警察庁統計 自殺日/住居地（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）を基に大分市作成

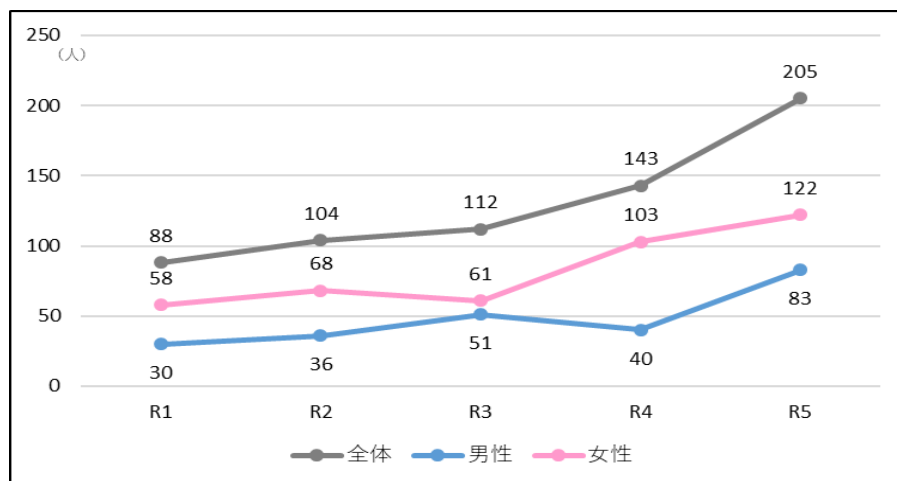
(7) 自殺企図者統計

本市では、大分県が実施している再度の自殺企図を防ぐことを目的とした「自殺企図連絡システム」により、県内の警察署と連携して自殺企図者等の支援をしています。

①自殺企図者の推移

年度ごとに企図者は増加しており、2023（令和5）年度の対応件数は200件を超えています。

図8 自殺企図者の推移（2019（R1）～2023（R5））

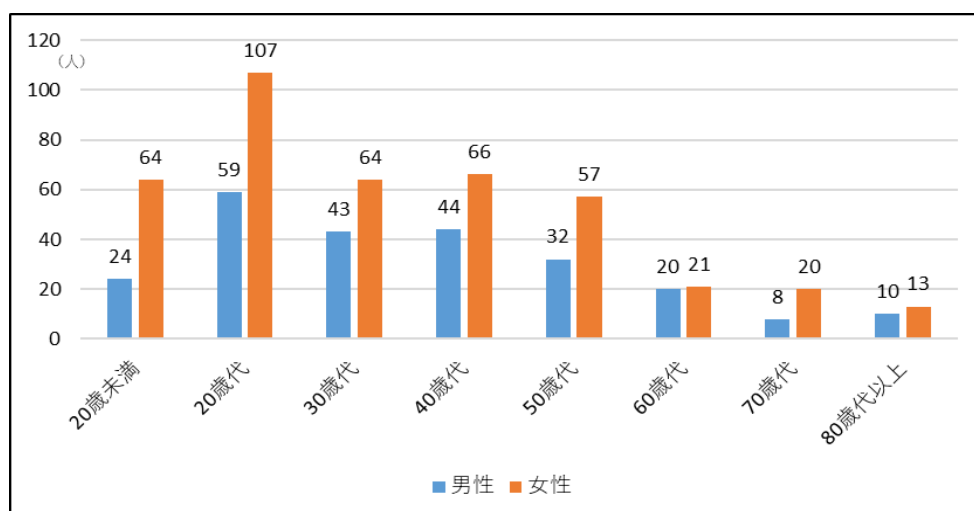


②性・年代別統計

性・年代別でみると、男性、女性ともに50歳までの世代が多く、なかでも20歳代が一番多くなっています。

また、男女で比較すると、どの年代も女性が男性を上回っています。

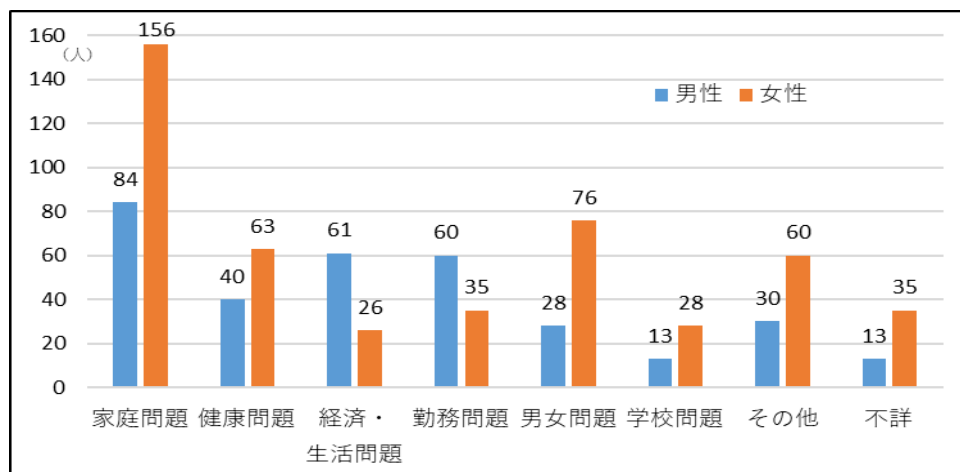
図9 性・年代別統計（2019（R1）～2023（R5））



③原因・動機別統計

男女とも家庭問題が一番多くなっています。次いで、男性は経済・生活問題、勤務問題が多くなっています。女性は男女問題、健康問題の順に多くなっています。

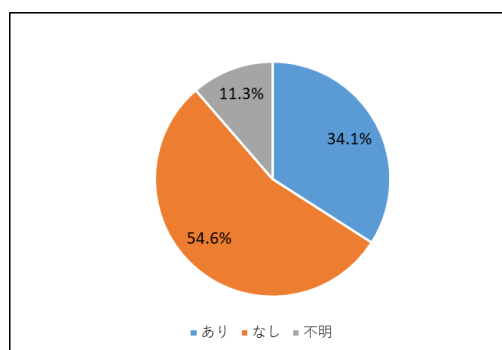
図 10 企図連絡者の原因・動機別統計（2019（R1）～2023（R5））



④企図歴の有無

企図連絡のあった方のうち、過去にも企図歴のある方が 30%超えることから、企図行為を繰り返している方が一定数いることが分かります。

図 11 自殺企図者の企図歴（2019（R1）～2023（R5））



※「自殺企図」と「自殺未遂」について

- ・自殺企図・・・首つり、リストカット、大量服薬など様々な手段により、実際に自殺を企てること
- ・自殺未遂・・・自殺企図の結果、死に至らなかった場合を指す（至った場合が既遂）
- ・「自殺企図連絡システム」においては、自殺企図を行った方、企図行為には至っていないが、自殺をほのめかす言動がみられる方が支援の対象となるため、「自殺企図者」と表記しています。

2 こころの健康に関する大分市民意識調査結果

自殺対策行動計画策定の基礎資料とするため、市民のこころの健康や自殺に関する意識についてのアンケート調査を行いました。

(1) 調査の概要

調査対象：住民基本台帳から無作為抽出した 20 歳以上の市民 3,000 人

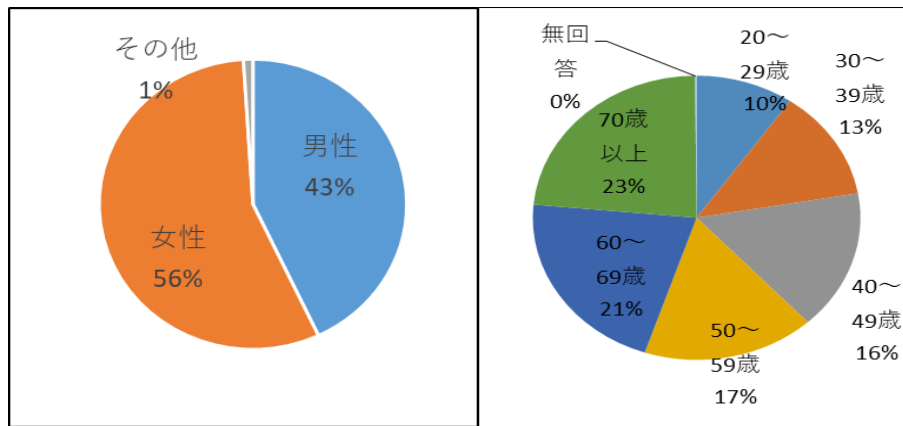
調査方法：郵送による自記式質問紙（無記名）の配布

回答は郵送およびインターネット（Web）によるもの

調査期間：2023（令和 5）年 7 月 1 日～8 月 10 日

回収率：44.5%（うち郵送 84.0%、Web16.0%）

(2) 回答者について

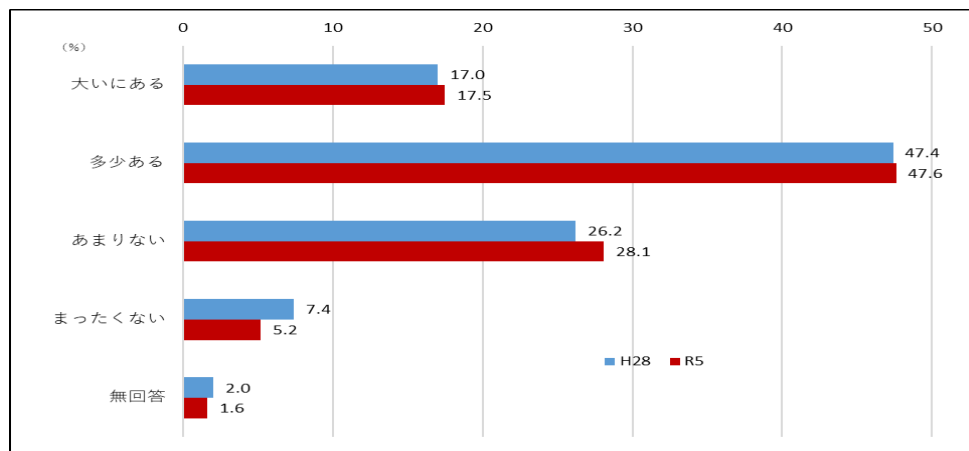


(3) 主な調査結果

①現在、悩みや苦勞、ストレス、不満を感じている状況

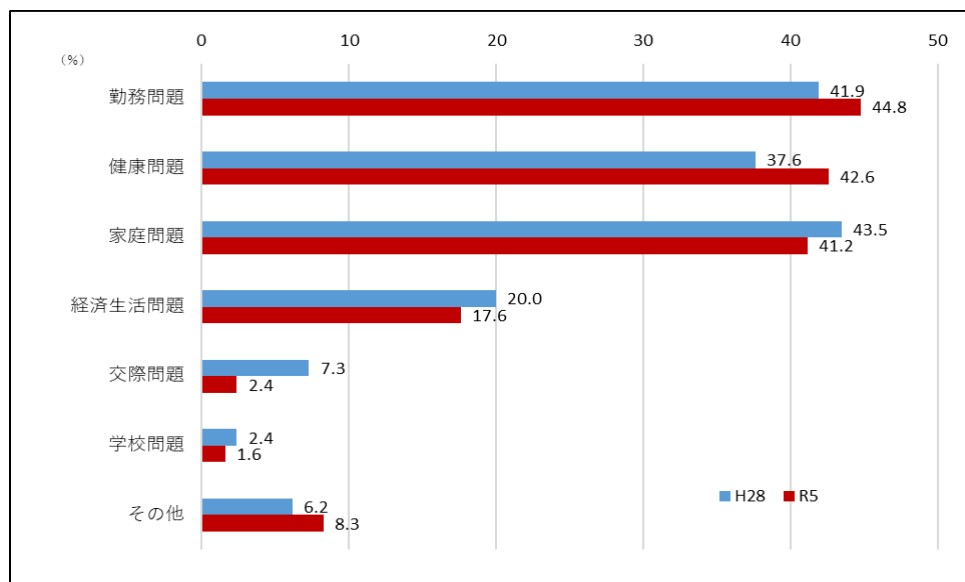
過去 1 か月の間における、日常生活で不満や悩み、苦勞やストレスの有無

「大いにある」「多少ある」と答えた方は、65%前後とあまり変化はありませんでした。



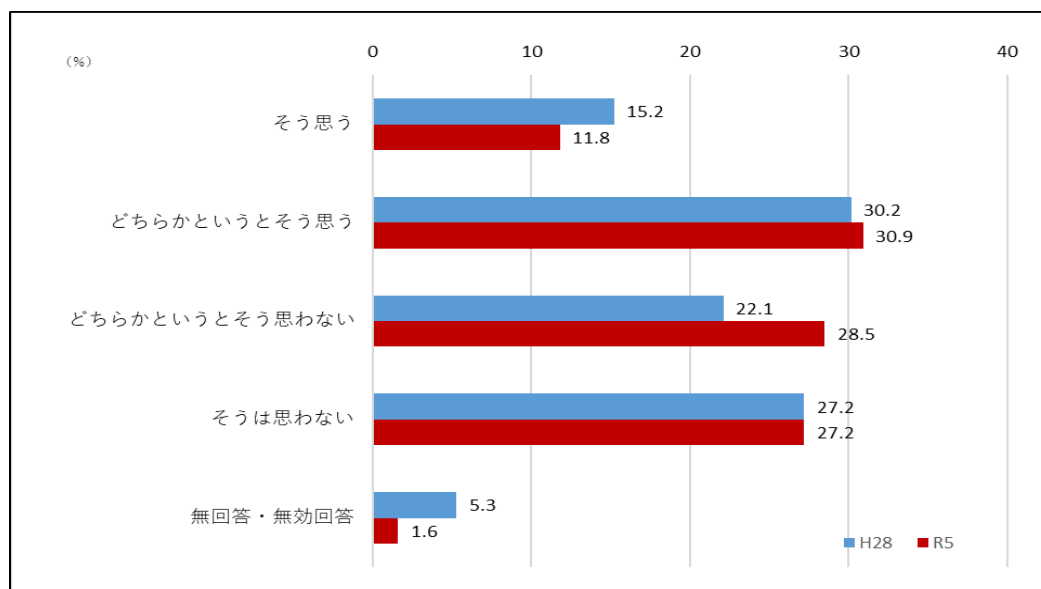
ア. 上記で「大いにある」「多少ある」と答えた人の原因の内訳（複数回答）

2016（平成 28）年、2023（令和 5）年の調査ともに「勤務問題」「健康問題」「家庭問題」が多い傾向にあります。2023（令和 5）年の調査では、「勤務問題」が一番多くなっています。



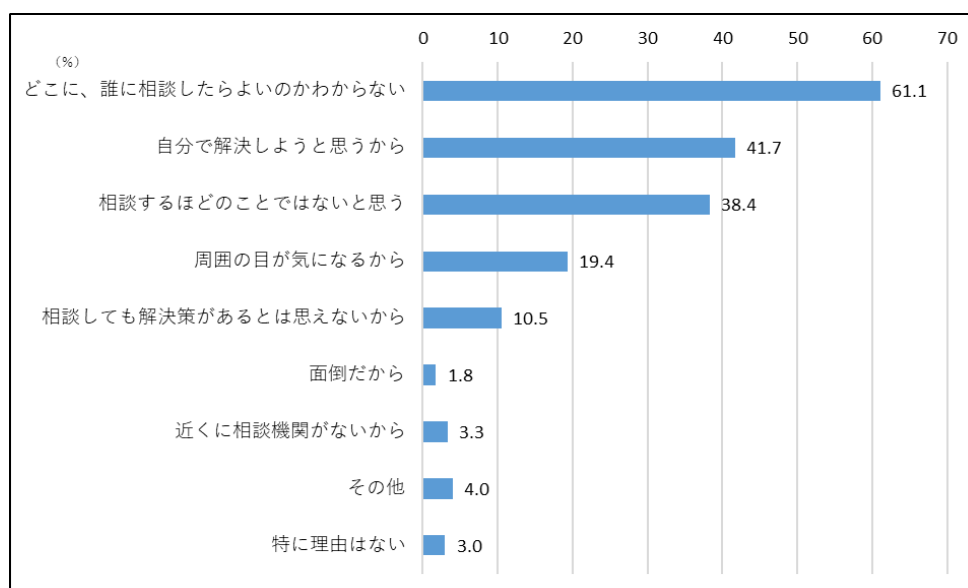
②悩みを抱えたときやストレスを感じたときに、誰かに相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じるか

2016（平成 28）年の調査と比較すると、2023（令和 5）年の調査では、ためらいを感じる人が減少しています。



ア. それはどのような理由からか

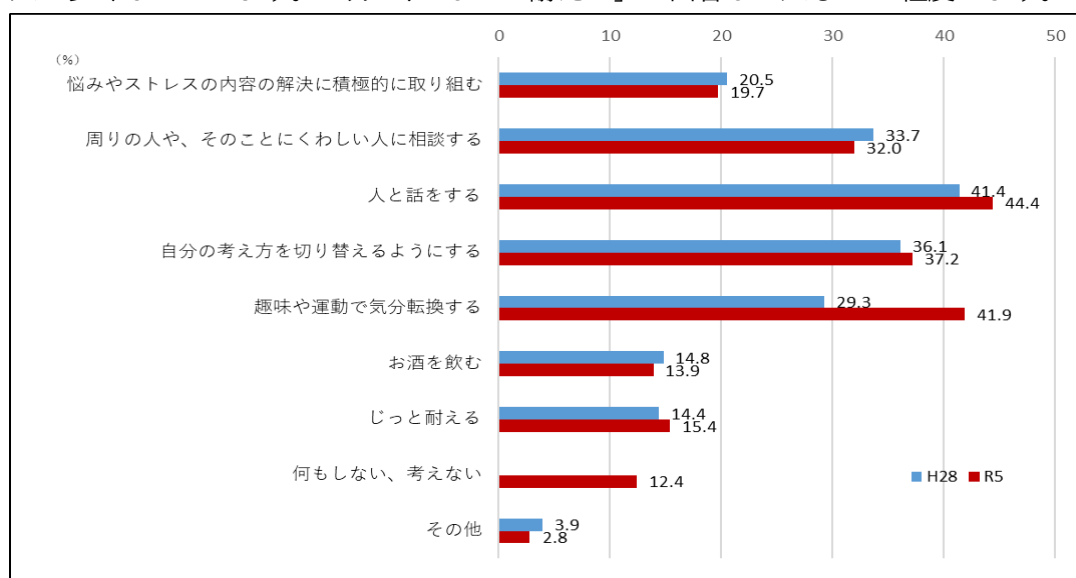
「相談先がわからない」と回答した人が一番多くなっています。一方で「周囲の目が気になる」「相談しても解決にならない」と回答した人も一定数います。



※2023（令和5）年のみの質問項目

③悩みやストレスへの対処方法

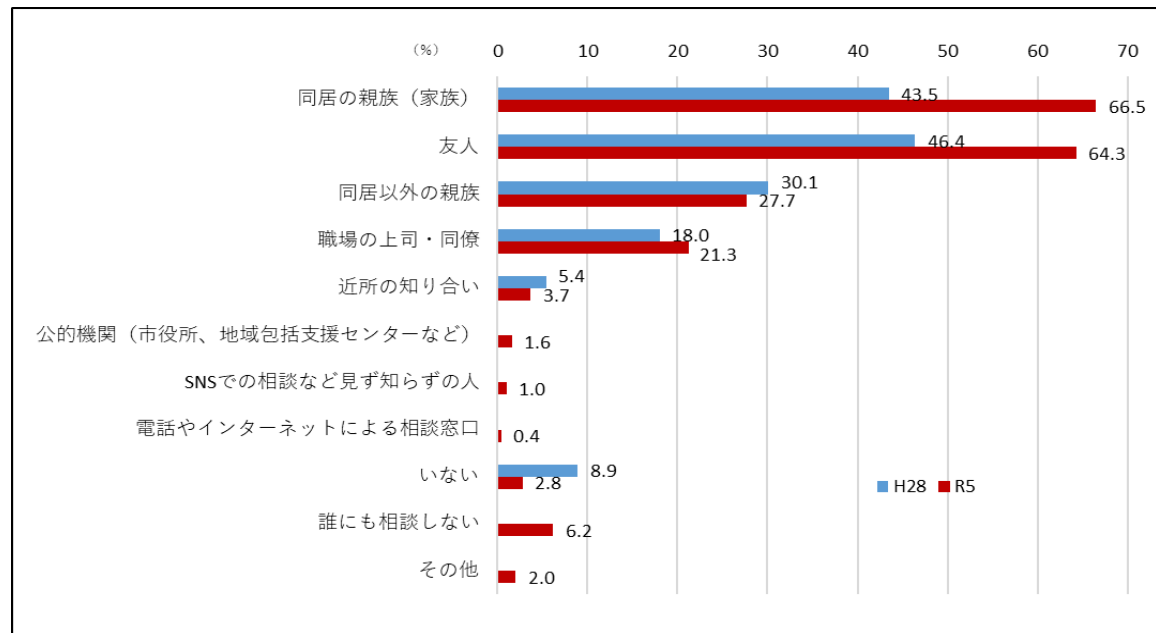
「人と話をする」「気分転換する」「考え方を切り替える」「人に相談する」と回答した人が多くなっています。一方で、「じっと耐える」と回答した人も15%程度います。



※2016（平成28）年調査では「趣味や運動に打ち込む」「何か食べる」「寝る」「のんびりする」「買い物をする」「テレビや映画を見たり、ラジオを聴いたりする」について、別々の選択肢としたが、2023（令和5）年は「趣味や運動で気分転換する」と一つにまとめた選択肢とした。また、2023（令和5）年調査では「何もしない、考えない」の選択肢を新たに加えた。

④不満や悩み、苦労やストレスなどを相談する人は誰か（複数回答）

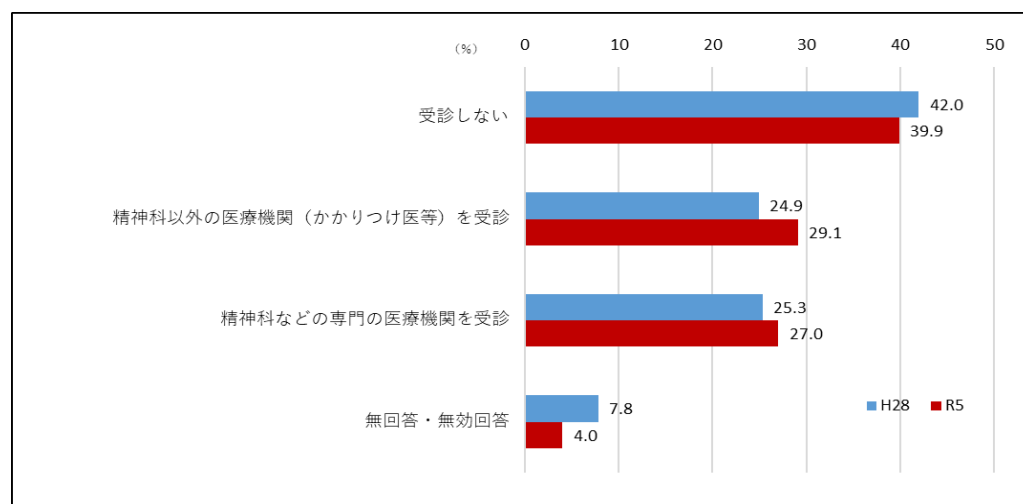
相談相手として、「同居の親族（家族）」「友人」「同居以外の親族」「職場の上司・同僚」と回答した人が多く、身近にいる人に相談するという傾向に大きな変化はありませんでした。



※2023（令和5）年調査では「公的機関」「SNSでの相談」「電話やインターネットによる相談窓口」「誰にも相談しない」を選択肢に追加した。

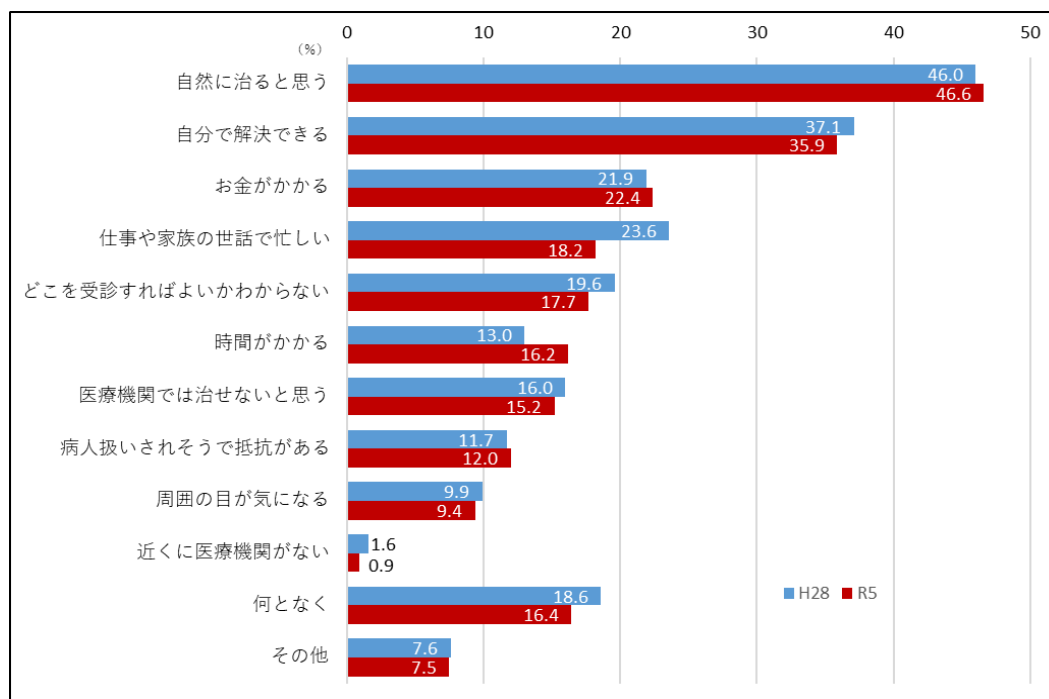
⑤うつ病を疑うサインが2週間以上続いたら、医療機関を受診するか

2023（令和5）年の調査では、「受診しない」と回答した人が減り、「受診する」と回答した人が増えています。



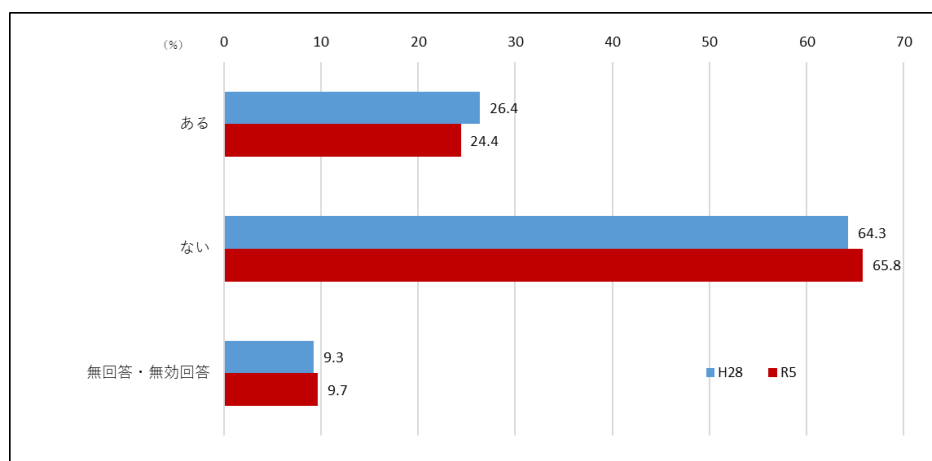
ア. 上記で「受診しない」と答えた理由（複数回答）

受診しない理由は「自然に治ると思う」と回答した人が一番多くなりました。一方で、「受診先がわからない」「病人扱いされそう」「周囲の目が気になる」と回答した人も一定数いました。



⑥これまでの人生の中で「本気で自殺を考えたことがある」人の有無

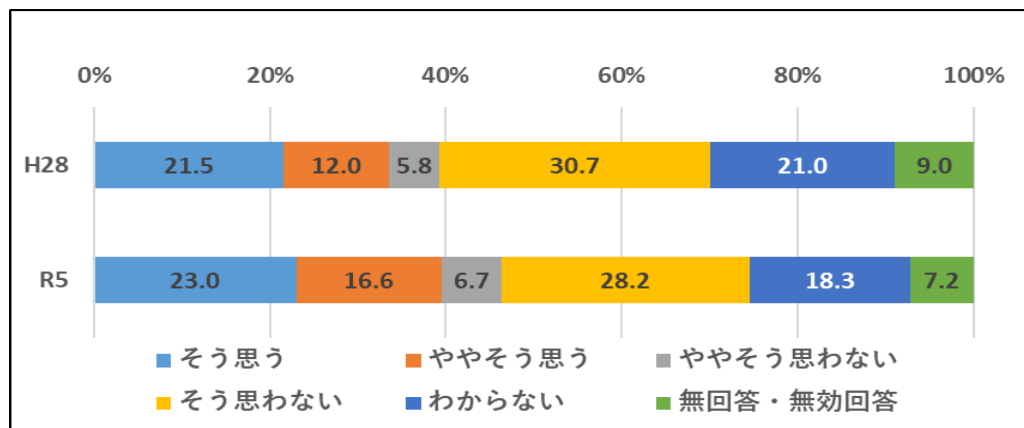
2016（平成 28）年の調査、2023（令和 5）年の調査ともに、割合に大きな変化は見られませんでした。



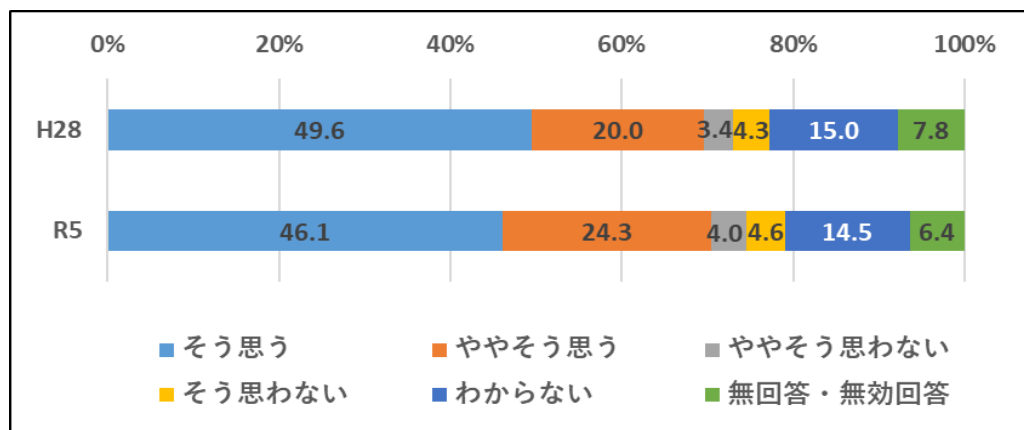
⑦自殺に関する意識について

2016（平成28）年の調査と比較すると、大きな変化は見られませんでした。「自殺は弱い人間のすることだ」という考えについて、「そう思わない」と回答した人は増加して、半数以上を占めました。また、「自殺は個人の問題だ」という考えについて、2023（令和5）年の調査では「そう思わない」と回答した人は減少しました。

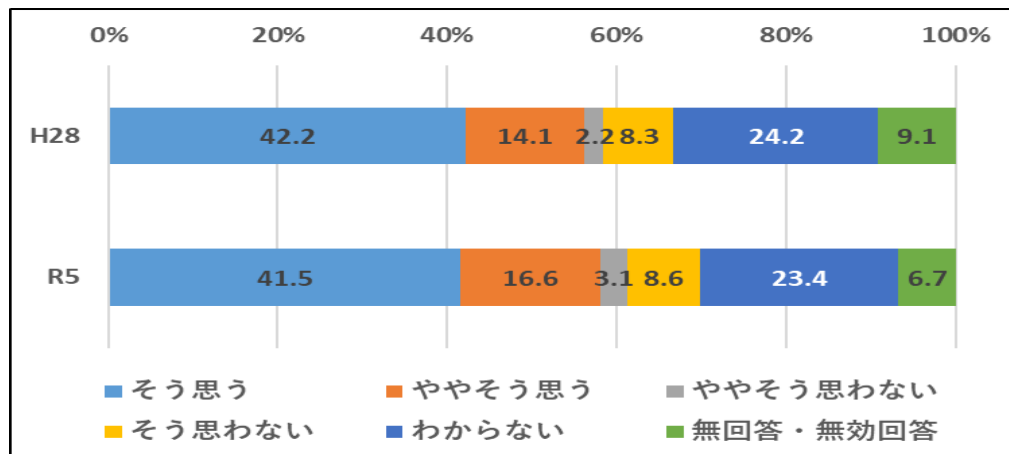
ア．生死は最終的に本人の判断に任せるべきである。



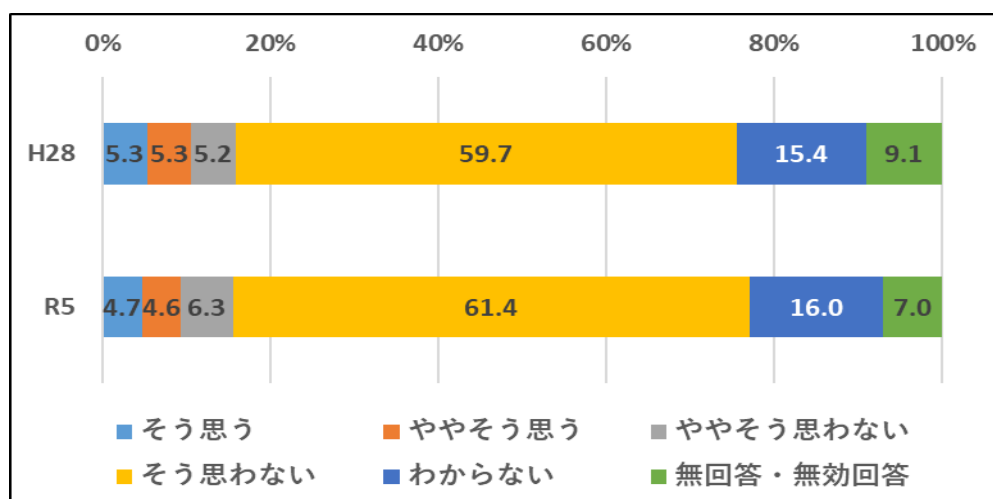
イ．自殺せずに生きていれば良いことがある。



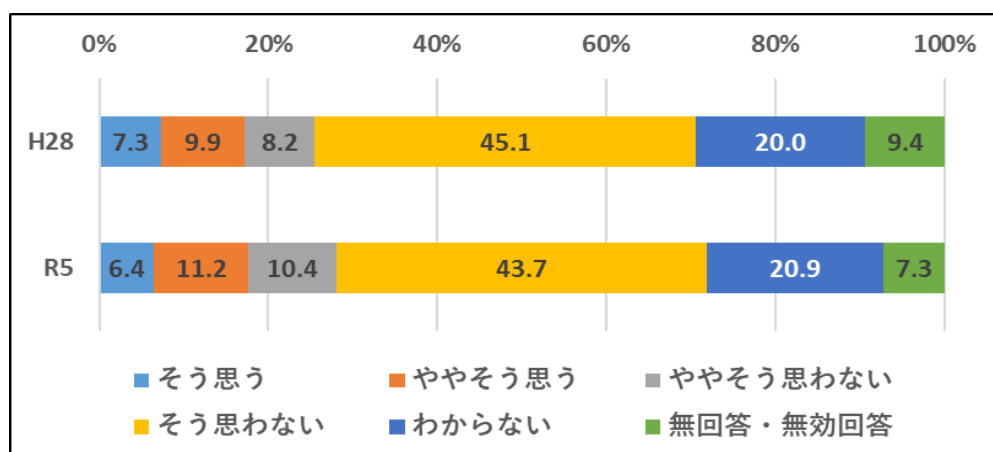
ウ．自殺する人は、直前まで実行するかやめるか気持ちが揺れ動いている。



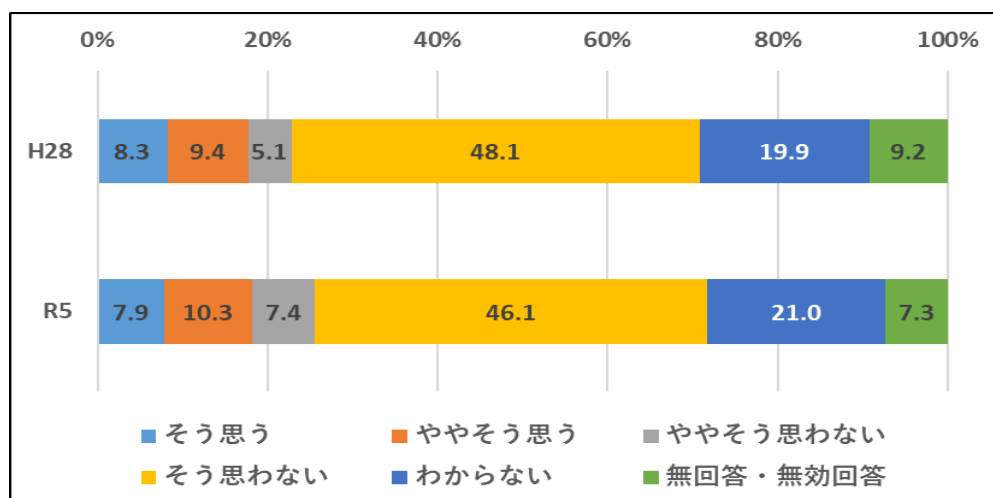
エ. 責任をとって自殺することは仕方がない。



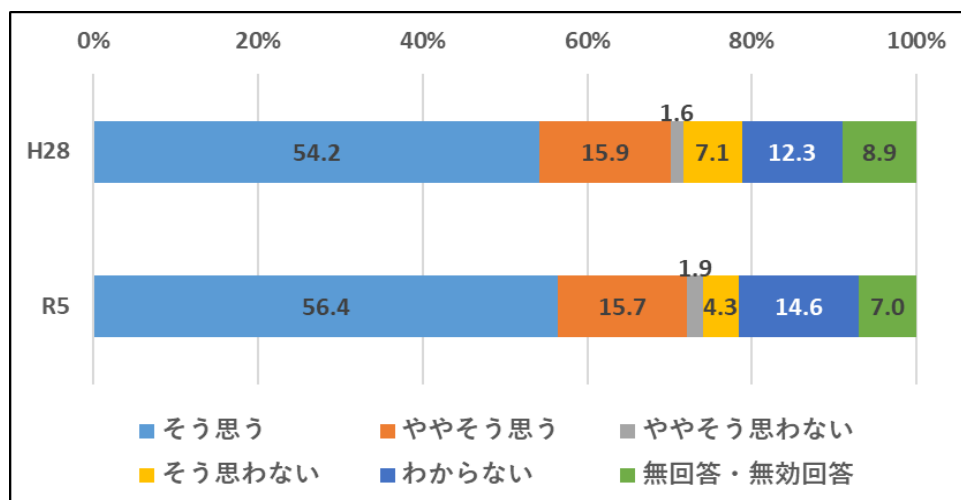
オ. 繰り返されるので、周囲の人が止めることはできない。



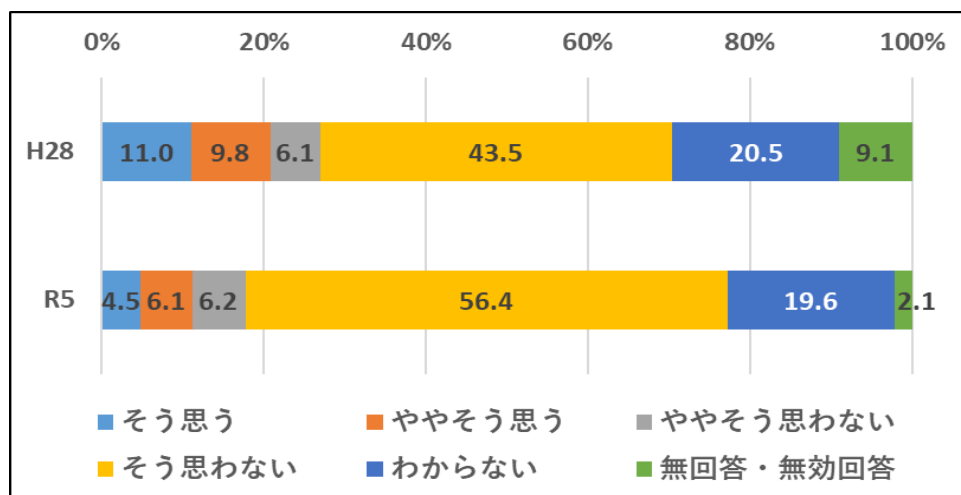
カ. 事情によっては、自殺という行為も許される。



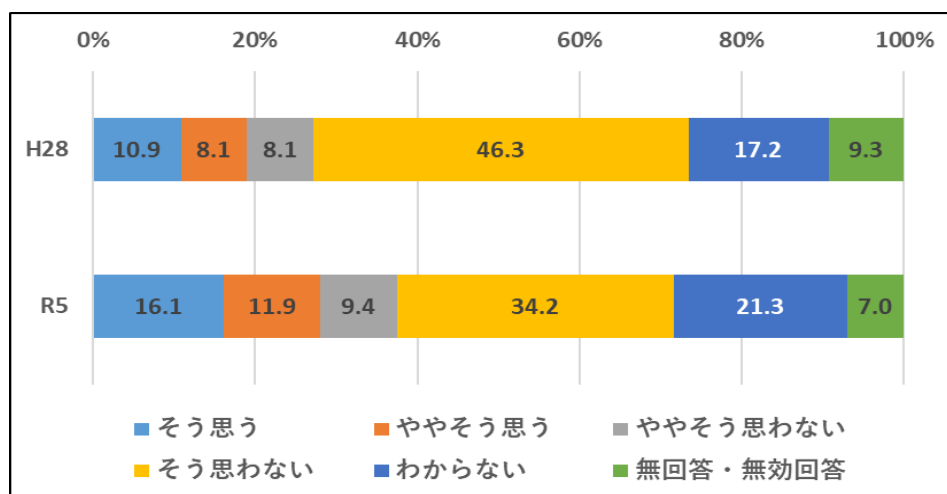
キ. 自殺する人は、よほどつらいことがあったのと思う。



ク. 弱い人間のすることである。



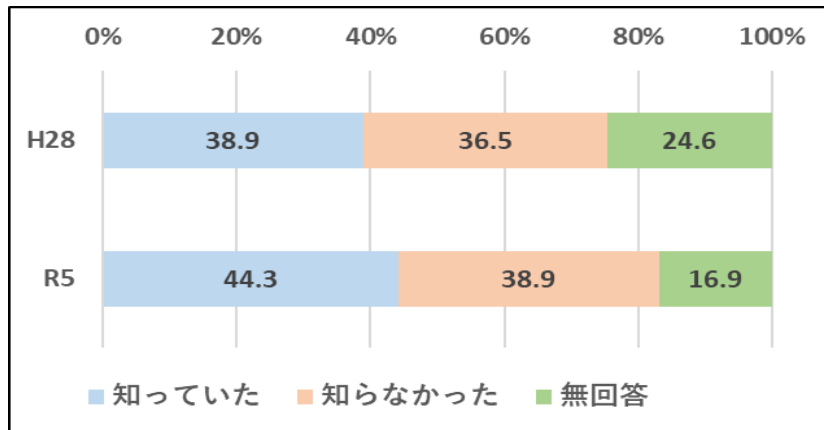
ケ. 個人の問題だと思う。



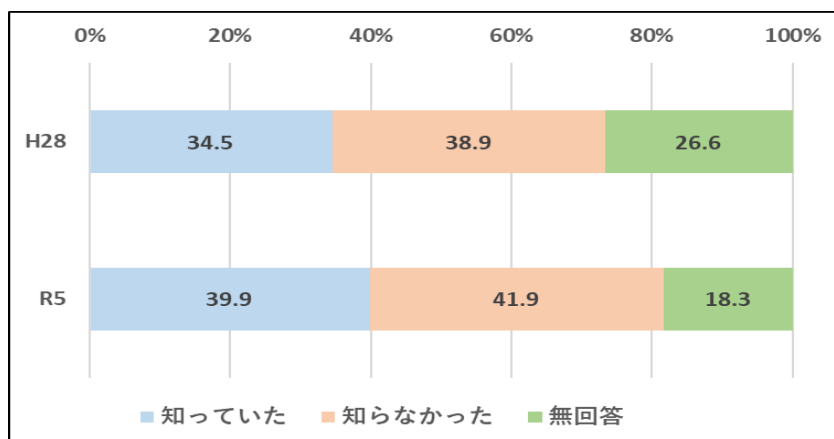
⑧自殺に関する知識について

自殺に関する知識については、どの項目も「知っていた」と回答した人の割合は、2016（平成 28）と比較して 2023（令和 5）年は少しずつ高くなっています。

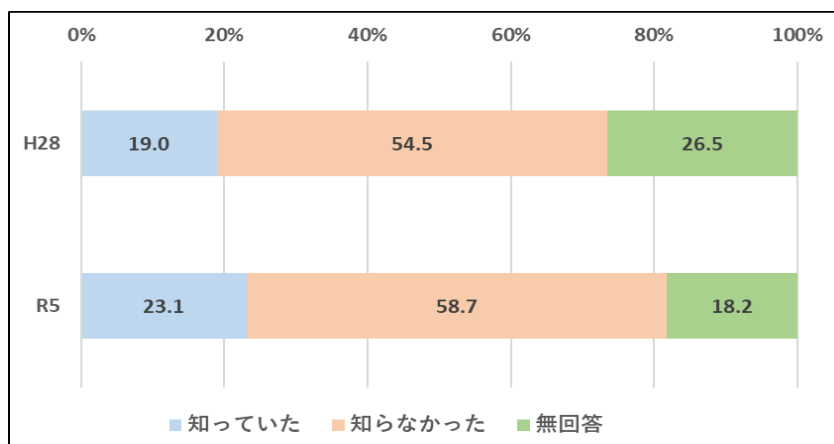
ア．自殺後に振り返ってみると、自殺の前兆（サイン）を示していた人は多い。



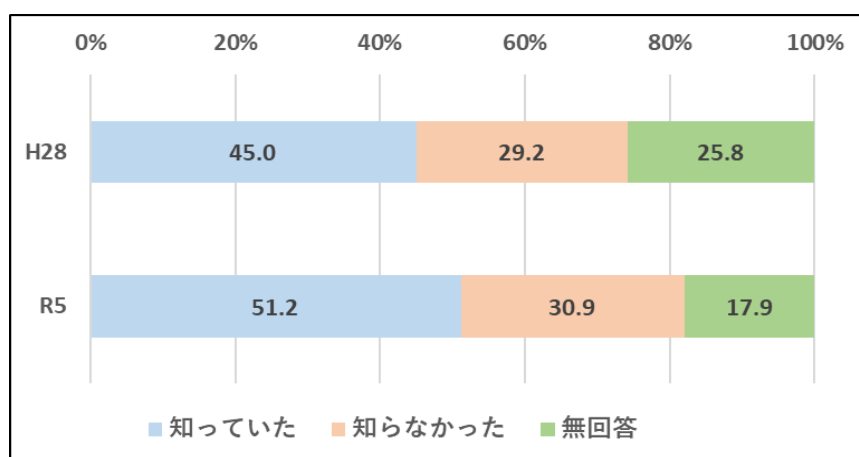
イ．自殺をする人の多くは、同時に「できればもっと生きたい」と思っている。



ウ．自殺未遂した人の多くは、「助かってよかった」と答える。

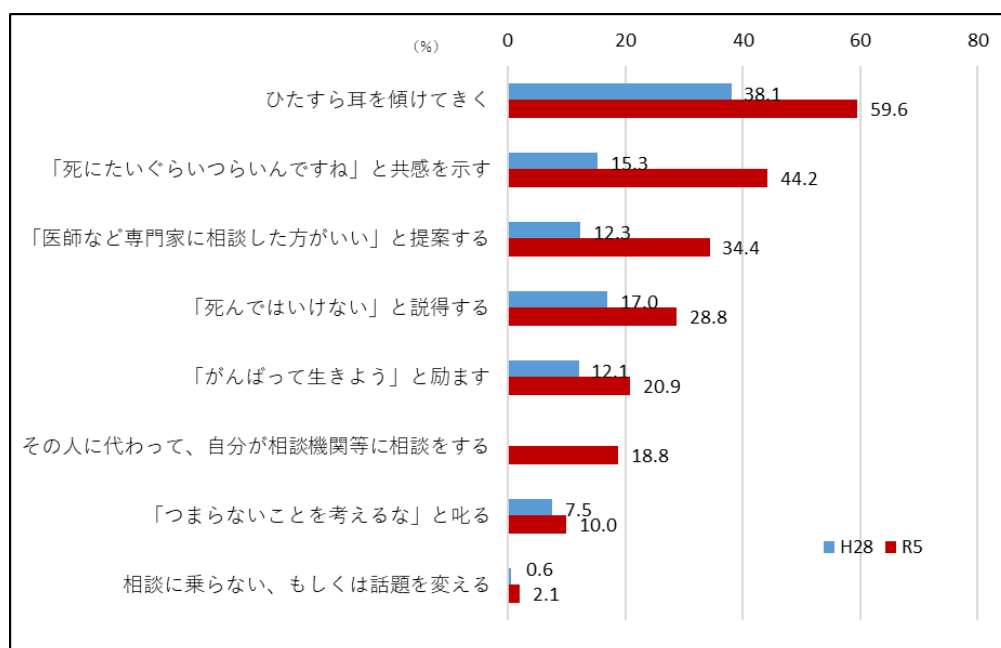


エ. 自殺を考えている人の「死にたい気持ち」は、適切な支援によって変えられる。



⑨もしも身近な人から「死にたい」と打ち明けられたとき、まずはどのように対応するか（複数回答）

2016（平成 28）年の調査と比較すると、2023（令和 5）年の調査では「ひたすら耳を傾ける」「共感を示す」「専門家に相談することを提案する」の適切な対応をすると回答した人が増えています。一方で、適切とは言い難い「説得する」「励ます」という対応をする人とも増えています。



第3章 これまでの取組と評価

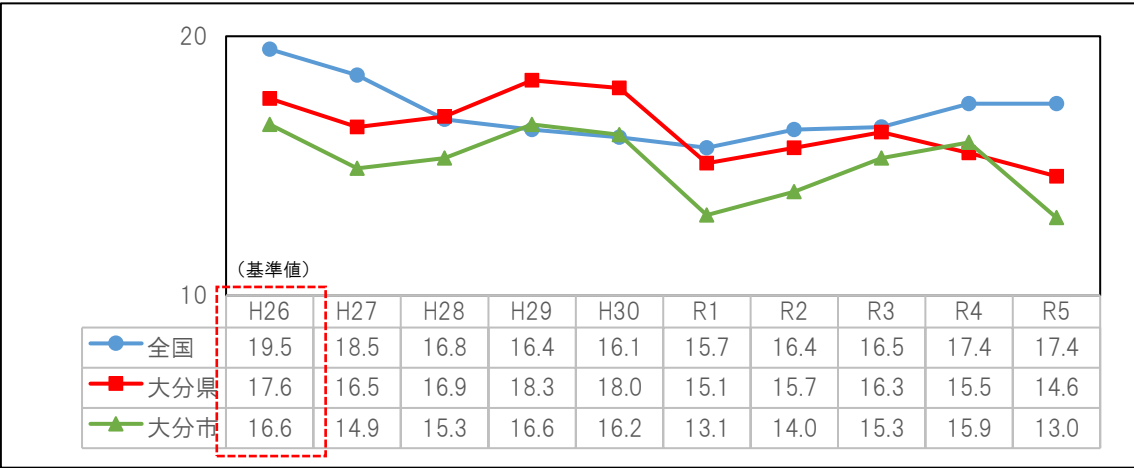
1 数値目標の達成状況

本市では、第1期計画ならびに延長計画において、関係機関や関係団体と連携を図りながら9つの施策と109の取組を全庁横断的に推進し、総合的な自殺対策に取り組んできました。

延長計画の数値目標

「2024（令和6）年までに自殺死亡率11.6以下（54人以下）をめざす」

自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）の推移（2014（H26）～2023（R5））



※2024（令和6）年の自殺死亡率は2025（令和7）年秋頃発表のため、延長計画の評価は2023（令和5）年の数値で行います。

本計画における実績値と目標値は、以下の通りです。

項目	基準値 2014 (平成26)	1期計画実績値					1期計画 目標値	延長計画実績値		延長計画 目標値
		2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和1)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)
自殺死亡率	16.6	16.6	16.2	13.1	14.0	15.3	13.2	15.9	13.0	11.6
自殺者数	79人	79人	77人	62人	66人	72人	62人	75人	61人	54人

2020（令和2）年以降は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、全国的にも自殺者の増加が見られ、本市においても同様の傾向が見られました。

計画の数値目標である自殺死亡率は、2023（令和5）年時点では「13.0」となり、目標値の「11.6」を上回っています。

2 取組の実施状況ならびに指標別進捗状況による評価

2024（令和6）年度目標を達成した指標

1 自殺に関する調査研究の推進

No.	事業・取組	指標		担当課	(基準値) 令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024) 目標
1	自殺関連情報の提供	市ホームページに掲載している「こころの健康」に関する広報のアクセス数		保健予防課	14,755件 こころの体温計 45,209件	10,486件 こころの体温計 36,307件	16,371件 こころの体温計 44,386件	11,959件 こころの体温計 40,972件	17,102件 こころの体温計 44,886件	15,000件
施策に関連した取組の総数		6	計画どおりにできた ほぼ計画どおりにできた取組の数			6	6	6	6	
評価	自殺の実態を明らかにするため、厚生労働省・警察庁・消防庁から発表される自殺に関する情報を把握し、市ホームページや市報などをとおして市民に情報提供できました。 若年層への自殺対策の取組として、インターネット上で自殺等に関するキーワードを検索をした者に対して、市ホームページ上の各種相談窓口の情報提供を行う検索連動型広告を取り入れました。2023（令和5）年8月の運用開始以降、市ホームページへのアクセス数の増加がみられています。 今後も、年代など対象に応じた自殺対策関連情報の提供方法を検討していく必要があります。									

2 市民一人ひとりの理解の増進

No.	事業・取組	指標	担当課	(基準値) 令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024) 目標
2	自殺予防週間や自殺対策強化月間における啓発事業	自殺予防週間の街頭キャンペーンでの啓発資料等の配布数	保健予防課	1,500部	中止	1,500部	1,500部	1,500部	1,500部
3	道徳教育等の充実	「おおいた教育の日」における道徳等の公開授業実施率	学校教育課	100%	86%	100%	100%	91%	100%
4	いのちの教育プログラム	参加者数	衛生課	累計 2,755人	累計 5,503人	累計 8,952人	累計 12,935人	累計 17,319人	累計 5,000人
5	相談窓口一覧「その悩み抱えこまずに相談を」の普及	相談窓口一覧を掲載した媒体の配布数	保健予防課	44,522部	70,222部	104,132部	50,148部	40,431部	45,000部
6	うつ病についての普及啓発	うつ病やうつ病の自己チェックについての記事を市報に掲載（平成30年度～）	保健予防課	年1回	年1回	年1回	年1回	随時	年1回
施策に関連した取組の総数		14 (R3までは12)	計画どおりにできた ほぼ計画どおりにできた取組の数		12	12	14	14	
評価	『自殺に追い込まれる危機は「誰にでも起こりうる危機」であり、「気づき・声をかけ・話を聞き・必要に応じて相談先につなぎ・見守る」ことが大切である」という理解の増進』を市民に啓発する取組は、引き続き学校・地域を中心に行いました。 2020（令和2）年度以降はコロナ禍の影響がありましたが、内容や啓発媒体の配布先を変えたり、事業の実施方法等を工夫することで、継続した啓発を行うことができました。 2023（令和5）年度は3年ぶりに自殺予防週間における街頭キャンペーンを実施しました。 今後も、あらゆる機会を通じて、市民の自殺に関する理解を深めていく必要があります。								

3 早期対応の中心的役割を果たす人材の確保

No.	事業・取組	指標		担当課	(基準値) 令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024) 目標
7	ゲートキーパー養成研修	ゲートキーパー養成研修会の受講者数（実）		保健予防課	累計 589人	累計 796人	累計 953人	累計 1,080人	累計 1,341人	累計 1,000人
8	学校保健研修会	研修会 開催回数		体育保健課	1回	中止	中止	1回	1回	年1回
9	学校教育相談研修	研修 参加者数		大分市教育センター	290人	中止	302人	180人	163人	200人 ※開催数変更のため目標値も変更
10	精神保健福祉基礎研修	研修会 参加者数		保健予防課	62人	中止	29人	39人	106人	100人
施策に関連した取組の総数		7 (R3までは6)	計画どおりにできた ほぼ計画どおりにできた取組の数			3	5	7	7	
評価	自殺の危機が高まっている人の早期対応の中心的役割を果たす人材の確保として、一般住民や自治会や民生委員等の役員、相談機関や市の職員を対象にゲートキーパーを養成しました。併せて学校現場や庁内の職員研修において自殺の原因となる様々な問題についての内容を取り入れました。									
	2021（令和3）年度からはオンライン研修など、コロナ禍においても開催方法を工夫しながら実施しました。 地域社会における様々な場面で、追い込まれている人に気づき、適切な支援機関につないでいくことができるようにするため、今後も研修等を通じて、ゲートキーパーをはじめ、メンタルヘルスに関する正しい知識を持った人材を養成していく必要があります。									

4 相談体制の整備

No.	事業・取組	指標		担当課	(基準値) 令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024) 目標
11	精神保健福祉相談	相談 延べ件数		保健予防課	7,481件	7,908件	5,761件	6,273件	6,124件	8,000件
12	労働相談	出張労働相談 実施回数		商工労政課	1回	2回	2回	2回	2回	年2回以上
13	認知症サポーター養成講座	認知症サポーター養成講座受講者数（累計）		長寿福祉課	累計 45,371人	累計 46,577人	累計 48,282人	累計 50,105人	累計 52,530人	累計65,000人
14	生活困窮者自立支援制度	生活困窮者自立相談支援事業 新規相談件数		生活福祉課	1,234件	6,333件	5,466件	1,722件	1,266件	960件
15	気づき・つながり・見守る庁内ネットワーク会議	開催回数		保健予防課	2回	1回	2回	2回	1回	年1回以上
施策に関連した取組の総数		33 (R3までは32)	計画どおりにできた ほぼ計画どおりにできた取組の数			30	32	33	33	
評価	自殺の原因となる様々な不安や悩みに適切に対応できるよう、関係相談窓口の充実や窓口間の連携強化とともに、相談先を市民に広く周知する取組を引き続き実施しました。 2020（令和2）～2021（令和3）年度はコロナ禍の影響を受け、生活困窮者自立相談支援事業に関する新規相談数が大幅に増加しており、勤労・経済問題等の悩みを抱える方々への相談に対応しました。 市民が安心して様々な悩みを相談できるよう、今後も関係機関及び庁内各課の連携を強化し、市民への相談窓口の周知に努める必要があります。									

5 心の健康づくりを進める

No.	事業・取組	指標		担当課	(基準値) 令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024) 目標
16	健康教育の実施	心の健康に関する健康教育 参加者数		保健予防課	2,126人	990人	2,168人	1,314人	1,600人	3,000人
17	森林セラピー魅力創出事業	森林セラピー体験ツアー 参加者数		林業水産課	194人	180人	436人	406人	482人	240人
18	ご近所の底力再生事業	自治会の申請率		市民協働推進課	78.9%	68.1%	66.7%	71.4%	75.6%	80%
19	乳児家庭全戸訪問事業	訪問実施率		健康課	97.0%	97.1%	96.6%	97.0%	98.4%	100%
20	こどもルーム事業	こどもルームの年間延べ 利用者数		子育て支援課	251,368 人	119,347 人	147,923 人	160,279 人	202,119 人	300,000人
21	地域ふれあいサロン事業	地域ふれあいサロン参加 者数		長寿福祉課	11,746人	11,397人	10,057人	9,029人	8,923人	12,550人
22	教育相談	スクールソーシャルワー カーによる対応事案件数		大分市教育 センター	2,798件	2,091件	2,167件	1,968件	1,638件	2,800件
23	心の健康教室	「困った時に相談できる場所 があることを理解できた」者 の割合		保健予防課	-	-	90.0%	99.0%	97.7%	100%
24	市職員メンタルヘルス対 策の推進	大分市職員メンタルヘルス対 策推進プランに掲げる取組み 項目の実施率		職員厚生課	100%	80%	90%	100%	100%	100%
25	勤労者のメンタルヘルスに関 する情報発信（事業所におけ るストレスチェック）	大分市の事業所（従業員50人 以上）におけるストレス チェックの実施率		保健予防課 （労働基準監 督署）	81.3% ※令和元年 （大分管内）	84.2% ※令和2年 （大分管内）	84.1% ※令和3年 （大分管内）	82.3% ※令和4年 （大分管内）	81.4% ※令和5年 （大分管内）	100% （維持）
26	「健康経営事業所」への 事業所訪問	実施事業所数		健康課	27事業所	12事業所	11事業所	10事業所	11事業所	年30事業所
施策に関連した取組の総数		27 (R4のみ28)	計画どおりにできた ほぼ計画どおりにできた取組の数			22	27	28	27	
評価	心の健康の保持・増進を図ることを目的に、地域や学校、職場での研修会等を通して、心の健康づくりに関する正しい知識の普及啓発を図りました。 また、人と人とのつながりや支えあいなどの社会的な絆を強化するための取組も実施しました。参加者数・利用者数を目標値に設定している事業・取組については、コロナ禍後における市民の価値観や行動の変化等により、達成が難しいものもありました。 心の健康づくりを進めるためには、正しい知識の習得と、人と人とのつながりの強化が重要となることから、社会情勢を踏まえつつ新たな啓発方法を検討するとともに、変化する人と人とのつながり方について注視していく必要があります。									

6 医療機関との連携を図る

No.	事業・取組	指標		担当課	(基準値) 令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024) 目標
27	医療機関スタッフとの連携会議	参加医療機関数		保健予防課	16機関	19機関	12機関	11機関	12機関	24機関
施策に関連した取組の総数		5 (R3までは4)	計画どおりにできた ほぼ計画どおりにできた取組の数			4	4	5	5	
評価	精神保健分野や母子保健分野において、医療機関と連携し、一つひとつの事例に丁寧に対応することができました。 今後も、医療機関等の関係機関とのネットワークを充実・拡充していく必要があります。									

7 社会的取組に係る連携体制の整備

No.	事業・取組	指標	担当課	(基準値) 令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024) 目標
28	自殺対策の推進のネットワークづくり	関係機関とのネットワーク会議開催数	保健予防課	2回	2回	4回	2回	2回	年2回以上
施策に関連した取組の総数		9	計画どおりにできた ほぼ計画どおりにできた取組の数		9	9	9	9	
評価	「大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画策定推進検討委員会」を年2回開催し、計画の具体的な取組状況の確認及び評価等を行うとともに、各関係機関・団体等の取組について情報共有や意見交換を行うなど連携を図りました。 今後も、ネットワーク会議の場等を活用し、各関係機関・団体等間の連携をさらに深めて、子ども・高齢者・障がい者・生活困窮者等を支援していく必要があります。								

8 自殺未遂者に対する支援

No.	事業・取組	指標		担当課	(基準値) 令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024) 目標
29	自殺未遂者の再度の自殺企図を防止するための取組	「自殺企図者の再企図防止のための通報システム」による個別支援会議の実施率			保健予防課	100%	100%	100%	100%	100%
施策に関連した取組の総数		3	計画どおりにできた ほぼ計画どおりにできた取組の数			3	3	3	3	
評価	再度の自殺企図を防ぐために、警察から連絡があった自殺企図者やその家族等に対する支援の方向性を決めるため、個別支援会議を開き、企図原因に応じた相談窓口を紹介するなどの支援をしています。 通報システムによる自殺企図者の件数は年々増えており、企図原因も多岐にわたることから、関係機関との連携を密にしながら、課題への解決につなげていく必要があります。									

9 周囲の人々に対する支援

No.	事業・取組	指標		担当課	(基準値) 令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024) 目標
30	自死遺族のための情報提供	「自死遺族のつどい」の開催について、市報ホームページへの掲載		保健予防課	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回以上
施策に関連した取組の総数		5	計画どおりにできた ほぼ計画どおりにできた取組の数			5	5	5	5	
評価	自死遺族の支援については、大分県こころとからだの相談支援センターが開催する「自死遺族の集い」についての広報を継続して実施できました。									

3 本市の自殺対策における課題

(1) 本市における自殺の現状から見たこと

①勤労者世代

- ・ 30 歳代～50 歳代の男性の自殺者数が、他の年代と比較し多い傾向にある。
- ・ 30 歳代の男性の自殺死亡率が全国と比較して高い。
- ・ 勤務問題が自殺原因の上位にある年代が多い。

②女性

- ・ 2020（令和 2）年から 3 年連続で女性の自殺者数が増加している。
- ・ 2022（令和 4）年は女性の自殺者数が過去 10 年で最多となった。特に 60 歳代～70 歳代女性の自殺者数が多い傾向にある。

③高齢者

- ・ 健康問題（身体の病気）が原因の自殺者数が多い傾向にある。
- ・ 全国の自殺死亡率と比較すると、低い傾向にある。

④子ども・若者

- ・ 20 歳未満の自殺者数は、毎年 3 名前後あり、その中には小中学生の自殺も含まれる。
- ・ 20 歳代の男性の自殺死亡率が全国と比較して高い傾向にある。

⑤自殺未遂者

- ・ 警察からの自殺企図者連絡件数が年々増加している。

(2) こころの健康についての大分市民意識調査から明らかになったこと

①80%以上の人が「支えになってくれる人がいる」と回答した一方で、42.7%の人は「誰かに相談したり、助けを求めたりすることについてはためらいを感じる」と回答した。ためらう理由については、「どこに、誰に相談したらよいのかわからない」と回答した人が 61.1%いた。

②悩みやストレスを抱えたときの対処行動として、15.4%の人が「じっと耐える」と回答しており、ここ 1 年で自殺念慮があった人の多くがそのように回答する傾向にあった。

③悩みを相談する相手は、「同居の親族」66.5%、「友人」64.3%の順に多く、相談相手には身近にいる人を選ぶ傾向にあった。

④相談機関を調べる方法は、「インターネット等で調べる」と回答した人が 67.2%と最も多かった。

⑤自殺についての正しい知識を持つ人は、前回調査（2016（H28））と比較し、大きな変化はみられなかった。

(3) 本市において今後重点的に取り組む課題

①早期対応の役割を担うゲートキーパー等の人材育成の推進

悩みを相談する相手として、多くの人が同居の親族や友人など身近な存在を選んで
いることから、市民の身近にいる家族や友人が最初の対応者になれるように、自殺の危
険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることのできるゲートキーパーの更なる普
及や支援者の対応技術の向上のための研修開催など人材育成の推進が必要です。

②自殺の要因となる様々な悩みに対応する相談体制の充実

自殺は様々な悩みが原因で心理的に追い詰められた状態で起こります。支援を必要
としている人が、適切な相談窓口にたどりつき、悩みの解決につながるよう、広報体制
や相談支援体制の充実が必要です。

③自殺未遂者やその家族を支援する関係機関の連携の強化

自殺未遂者は自殺のリスクが高いと言われていますが、適切な支援により、自殺未遂
者の再度の自殺企図を防止ができることが分かっているため、自殺未遂者を支援する
警察署や医療機関、関係機関や庁内関係各課との連携を強化し、再度の自殺企図を防ぐ
必要があります。

④自殺についての正しい知識の普及啓発

自殺は誰にでも起こりうる危機であり、危機に陥った場合は誰かに援助を求めてよ
いこと、自殺は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、その多くが追い込まれた末の
死であることを社会全体で認識するなど、市民が自殺についての正しい知識を得られ
るよう、あらゆる機会を通じて市民に周知していくことが必要です。

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

【基本理念】

市民一人ひとりの「こころ」と「いのち」を守り、ともに支え、ともに生きる大分市
～市民一人ひとりが、心身共に健康で、みんなで助け合い、心かようまちをめざして～

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があると言われています。

自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて認識し、「いのちを支える自殺対策」という考えを前面に打ち出し、「いのちを守る」という気運を醸成しつつ、自殺対策を総合的に推進していくことで、市民一人ひとりのこころといのちを守り、ともに支え、ともに生きる社会の実現をめざします。

2 基本認識

(1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

自殺は、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることや、社会とのつながりの減少や役割喪失感、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状況にまで追い込まれた結果、起こると考えられています。

また、自殺直前の心の健康状態は、大多数が様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症するなど、正常な判断ができない状態となっていることが明らかになっています。

このように、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺はその多くが追い込まれた末の死」ということができ、このことを社会全体の認識として徹底していく必要があります。

(2) 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている

国、地方公共団体、関係団体、民間団体等による様々な取組の結果、全国的に年間自殺者数は減少してきていますが、我が国の自殺死亡率は主要先進7か国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えています。かけがえのない多くの命が日々自殺に追い込まれる現状が続いており、現在もまだ非常事態が続いているといえます。

(3) 自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題である～コロナ禍を経て～

世界的なパンデミックとなった新型コロナウイルス感染症の影響により、健康問題をはじめ、差別や偏見、経済の停滞による企業倒産や廃業・失業、人と接する機会の減少など、自殺の要因となる様々な問題が生じました。

コロナ禍に生じた様々な問題も含め、自殺の背景や要因となる経済・生活問題、健康問題、家庭問題等の様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、制度の見直しや相談・支援体制の整備といった社会的な取組により解消することが可能です。また、健康問題や家庭問題等の一見個人の問題と思われる要因であっても、専門家への相談やうつ病等の治療を行うことにより解消することが可能です。

このように、自殺の背景・要因となる問題の多くは、社会的問題であり、それに対応する制度等を整備することにより、自殺を防ぐことができるということを認識する必要があります。

(4) 地域レベルの実践的な取組を推進する

我が国の自殺対策においては「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」であり、自殺対策基本法にも、その目的は「国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」とうたわれており、自殺対策を社会づくり、地域づくりとして推進することが望まれています。

本市においても、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向けて、自殺対策の取組を常に進化させながら推進していくためにも、関係する機関・団体、庁内の関係各課と連携を強化していく必要があります。

3 数値目標

「2030（令和12）年までに自殺死亡率11.6以下（54人以下）をめざす」

国は、2022（令和4）年10月に閣議決定した自殺総合対策大綱において、2026（令和8）年までに、自殺死亡率を2015（平成27）年と比較して30%以上減少させ、13.0以下とすることを目標としています。

大分県は、2029（令和11）年までに2022（令和4）年の自殺死亡率15.5を、先進諸国水準の自殺死亡率13.0まで減少させることをめざしています。

本市では、「大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画延長計画」において、2024（令和6）年までに自殺死亡率11.6以下、自殺者数54人以下とすることを数値目標とし、これまで様々な取組を実施してきた結果、2023（令和5）年の自殺死亡率は13.0、自殺者数61人となっています。

本計画では、国や県の数値目標ならびに本市の達成状況を考慮し、延長計画と同一の、2030（令和12）年までに自殺死亡率11.6以下、自殺者数54人以下とすることをめざします。

項目	基準値 (2014(平成26))	計画目標 (2030(令和12))
自殺死亡率	16.6以下	11.6以下
自殺者数	79人以下	54人以下

※大分市人口 470,553人（2022（令和4）年基礎人口…大分県ホームページより）で計算

4 評価指標

本計画では、数値目標とは別に、自殺対策の成果を測るため、評価指標を設定します。また、重点施策ごとに活動指標を設定し、重点施策の取組状況を確認する参考とします。なお、活動指標については、目標値の設定がそぐわないものもあることから、現状値のみの設定とします。

	評価指標	現状値 2023(令和5)	目標値 2030(令和12)	考え方
(1)	悩みを抱えたときやストレスを感じたときに、誰かに相談したり、助けを求めたいと思う市民の割合	55.7%	60%	援助希求行動がとれる市民を増やしていくことは、自殺者数の減少につながると考える。 2016(平成28)年の調査では50.3%であり、2023(令和5)年の調査では約5%の増加がみられた。 次回調査(2029(令和11)年)でも同様の増加割合と想定。
	評価手法:こころの健康に関する大分市民意識調査			
(2)	ゲートキーパー(自殺のサインに気づき、適切な対応を取れる人)を知っている市民の割合	2.9% (参考値:市が実施しているゲートキーパー養成講座を知っている市民の割合)	12%	ゲートキーパーを知っている市民が増えることで、相談されたときに適切な対応ができ、自殺者数の減少につながると考える。 2021(令和3)年の厚生労働省の調査では12.3%であることから、同様の水準を目指す。
	評価手法:こころの健康に関する大分市民意識調査			

※活動指標については、第5章(P37～45)に掲載

5 施策体系

本計画では、厚生労働大臣指定法人「いのち支える自殺対策推進センター」が示す、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされる「基本施策」と地域の特性に応じた対策とされる「重点施策」を参考に、本市における自殺の現状やこれまでの取組を整理し、8つの重点施策を設定しました。また、庁内各課が実施している事業の中から、自殺対策の視点で「生きることへの包括的な支援」に資する取組を抽出し、「生きことを支える支援関連施策」として新たに位置付けました。

基本理念

市民一人ひとりの「こころ」と「いのち」を守り、ともに支え、ともに生きる大分市～市民一人ひとりが、心身共に健康で、みんなで助け合い、心かようまちをめざして～

重点施策

1 地域におけるネットワークの強化

- ・ 地域や庁内におけるネットワークの強化
- ・ 特定の問題に関連する連携・ネットワークの強化

2 自殺対策を支える人材の育成

- ・ 市民や様々な職種の方を対象とする研修

3 市民に対する自殺予防啓発と自殺対策に関する正しい知識の周知

- ・ リーフレット、啓発グッズ等の作成・配布
- ・ 市民向け講演会、イベント、キャンペーン等を通じた普及啓発
- ・ メディアやウェブサイト等の活用

4 自殺未遂者等への支援の充実

- ・ 自殺未遂者やその身近な人への相談支援

5 自死遺族等への支援

- ・ 遺された人への支援

6 児童生徒の SOS の出し方・受け止め方に関する取組の実施

- ・ 児童生徒に対する SOS の出し方教育の推進
- ・ 教職員等に対する、児童生徒が発する SOS の受け止め方に関する研修の実施

7 ライフステージや属性・状況に応じた支援

- ・子ども・若者に対する自殺対策の推進
- ・子育て世代に対する自殺対策の推進
- ・女性に対する自殺対策の推進
- ・労働者・経営者に対する自殺対策の推進
- ・高齢者と高齢者を抱える家族等に対する自殺対策の推進
- ・生活困窮者に対する自殺対策の推進
- ・生きづらさを抱えている、抱える可能性のある人に対する支援

8 生きることの促進要因への支援

- ・様々な悩みに対応する相談窓口の周知

第5章 自殺対策における取組

1 重点施策

(1) 地域におけるネットワークの強化



「市民一人ひとりのこころといのちを守り、ともに支え、ともに生きる社会」を実現するうえで、本市の自殺対策の基礎となるのが、地域におけるネットワークの強化です。行政をはじめ関係機関・関係団体の連携や協働を推進し、自殺の要因につながる様々な問題の解決に取り組みます。

小カテゴリ	通し番号	取組・事業	内容	担当課
地域や庁内におけるネットワークの強化	1	包括的な支援体制の強化	包括的な支援体制のより一層の強化を図るとともに、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を推進します。	福祉保健課
	2	気づき・つながり・見守る庁内ネットワーク会議	各種申請・相談窓口等、市民と接することの多い関係各課が集まり、自殺の現状等について共通認識を持ちながら情報交換するとともに、相談内容に適切に対応できる専門機関などについて情報を共有し、窓口間の連携強化と相談体制の充実を図ります。	保健予防課
	3	大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画策定推進検討委員会	自殺対策を総合的に推進するため、学識経験者や公募市民委員、医療、福祉、教育、労働、経済、法律、警察等の関係者で構成される「大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画策定推進検討委員会」において、本計画に基づく具体的な取組状況の確認及び評価等を行うとともに、新たな課題やその対応策等について協議し、各関係機関・関係団体等の取組との有機的な連携を進めます。	保健予防課
特定の問題に関連する連携・ネットワークの強化	4	大分市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会	高齢者虐待防止を目的に、関係機関の連携を図るとともにネットワーク事業に対する助言・指導を行います。	長寿福祉課
	5	大分市障がい者虐待防止ネットワーク運営協議会	障がい者虐待に対する支援を適切に実施するため、事例を共有すること等により、関係機関等との連携強化を図ります。	障害福祉課
	6	大分市要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図るため、具体的な事例を検討するとともに、顔の見える関係づくりを行い、連携強化を図ります。	子育て支援課
	7	大分市居住支援協議会による住宅セーフティネット制度の推進	低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成している者などの「住宅確保要配慮者」に対する民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、関係機関と連携し、住宅確保要配慮者や民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施します。	住宅課

活動指標

No.	事業名	現状値 (2023(R5)年度)	担当課
2	気づき・つながり・見守る庁内ネットワーク会議 開催回数	1回	保健予防課
3	自殺対策行動計画策定推進検討委員会 開催回数	2回	保健予防課



(2) 自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対し、早期に「気づき」「声をかけ」「話を聞き」「必要な支援につなぎ」「見守る」ゲートキーパーの役割を担う人材の養成が必要です。一般市民や地域で活動する支援者、関係機関・関係団体の職員等に対して研修を行うことで、地域の支え手となる人材を育成していきます。

小カテゴリ	通し番号	取組・事業	内容	担当課
市民や様々な職種の方を対象とする研修	8	ゲートキーパー養成研修	一般市民や地域で活動する支援者、関係部署の職員や学校の教職員等を対象に、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなぎ、見守る「ゲートキーパー」を養成するため、研修を実施します。	保健予防課
	9	精神保健福祉従事者研修	関係機関において精神保健福祉業務に従事する職員などを対象に、自殺の危険因子であるうつ病や統合失調症、アルコール依存症等、精神疾患の基礎知識や対応についての理解を深めるため、研修を実施します。	保健予防課
	10	精神障がい者相談員研修	精神障がい者やその家族などからの相談に対応している相談員を対象に、相談に応じるスキルの向上と、自殺に関する正しい知識を深めるため、研修を実施します。	保健予防課
	11	児童生徒に関わる関係者への研修	小中学校及び義務教育学校の養護教諭を対象に、資質や実践的指導力の向上と学校における健康相談の充実を図るため、研修を実施します。 また、学校保健関係者を対象に、児童生徒の心身の健康課題について理解を深め適切に対応するため、メンタルヘルス等の講演会を実施します。	体育保健課 大分市学校保健会
	12	学校教育相談研修	小中学校及び義務教育学校の教職員を対象に、いじめや不登校等、自殺の誘因となる諸課題について、指導者としての資質の向上及び実践的指導力の向上を図るため、研修を実施します。	大分市教育センター

活動指標

No.	事業名	現状値 (2023(R5)年度)	担当課
8	ゲートキーパー養成人数(実)	261人	保健予防課
9	精神保健福祉従事者研修 開催回数(参加人数)	1回(106人)	保健予防課

(3) 市民に対する自殺予防啓発と自殺対策に関する正しい知識の周知



市民に対してあらゆる機会を通じて相談機関に関する情報提供を行うとともに、市民が自殺対策に関する正しい知識を得ることができるよう、積極的に普及啓発を行っていきます。

小カテゴリ	通し番号	取組・事業	内容	担当課
啓発グッズ等の作成・配布	13	自殺対策についての知識や相談窓口の周知	自殺対策についての知識や相談窓口を広く市民に周知するため、普及啓発グッズ等の配付やホームページ等の内容の充実を図ります。	保健予防課
	14	啓発グッズ等の作成と活用	心の相談や法律、仕事・職場、子育てなど様々な悩みに対応できる相談機関を掲載した啓発グッズを作成し、相談者が適切な窓口につながり、必要な支援を受けられるよう、各種相談窓口の周知を図ります。	保健予防課
市民向け講演会、イベント、キャンペーン等を通じた普及啓発	15	自殺予防週間や自殺対策強化月間における啓発	自殺予防週間（9月10日～9月16日）と自殺対策強化月間（3月）に合わせて、街頭キャンペーンや窓口での啓発を行い、自殺に関する市民の理解を深めます。	保健予防課
	16	講演会・健康教室による普及啓発	講演会や健康教室を開催し、うつ病や心の健康、自殺対策に関する正しい知識の普及を図ります。	保健予防課
	17	心の健康教室	中学生を対象に、心の健康教室を開催し、アルコールやタバコ等による心身への影響や心の健康づくりなどについて、正しい知識の普及を図ります。	保健予防課 体育保健課
メディアやウェブサイト等の活用	18	メディアを活用した啓発	市報や市ホームページ、SNSなど様々な広報媒体を積極的に活用して、心の健康づくりに関する情報や関係機関の活動の広報等について啓発を推進します。	保健予防課

活動指標

No.	事業名	現状値 (2023(R5)年度)	担当課
14	自殺対策に関する啓発グッズ配布数	40,431部	保健予防課
16	講演会・健康教育回数(参加人数)	14回(1,500人)	保健予防課
18	ホームページアクセス数	17,102件	保健予防課
18	こころの体温計アクセス数	44,886件	保健予防課



(4) 自殺未遂者等への支援の充実

自殺未遂者が再び自殺を企図する可能性は、自殺未遂者以外に比べて著しく高いことが分かっています。再度の自殺企図を防ぐため、相談や自殺企図の要因に応じた関係機関の紹介等、必要な支援を行います。

小カテゴリ	通し番号	取組・事業	内容	担当課
自殺未遂者やその身近な人への相談支援	19	自殺未遂者の再度の自殺企図を防止するための取組	保健所が把握した自殺未遂者については、個々の事例について支援会議を開催して支援の方向性を検討したうえで、対象者及びその家族等に対して自殺企図の要因の解決に向けた支援を行い、再度の自殺企図の防止に努めます。	保健予防課
	20	医療機関等との連携による自殺未遂者支援	自殺未遂者等に対する支援体制の充実につなげるため、市内救急病院・精神科医療機関等との連携や警察署等との連絡会を通して、未遂者支援を行います。	保健予防課

活動指標

No.	事業名	現状値 (2023(R5)年度)	担当課
19	警察からの自殺企図連絡者に対する支援率	100%	保健予防課



(5) 自死遺族等への支援

自殺により遺された人等が、必要な支援を得ることができるよう、関係機関と連携し、支援を行います。

小カテゴリ	通し番号	取組・事業	内容	担当課
遺された人への支援	21	遺族等に対する必要な情報の発信	自死遺族等からの相談に応じ、遺族が必要とする支援に関する情報提供を行うとともに、自死遺族のつどい場や相談窓口を紹介します。	保健予防課

活動指標

No.	事業名	現状値 (2023(R5)年度)	担当課
21	自死遺族のつどい 市報掲載回数	4回	保健予防課



(6) 児童生徒の SOS の出し方・受け止め方に関する取組の実施

困難やストレスに直面した児童生徒が、助けを求めてもよいことを知り、信頼できる大人に助けの声をあげるなど、適切な対応ができるように、SOS の出し方に関する教育を行います。また、児童生徒から発せられた SOS を周囲の大人たちが適切に受け止め、必要な支援につなげられるように、受け止める側の大人に対する研修を行い、理解の促進や SOS の受け止め方についての啓発を行います。

小カテゴリ	通し番号	取組・事業	内容	担当課
児童生徒に対する SOS の出し方教育の推進	22	「生徒指導連絡会」 「いじめ・不登校等対応研修」	教職員に対して、いじめ・不登校などの早期解決や児童生徒の自殺防止に向けた組織的対応、児童生徒に対する SOS の出し方に関する教育を含む自殺予防教育の指導方法などについて、研修を実施します。	学校教育課
	23	SOS の出し方に関する教育	児童生徒に対して、一人 1 台端末を利用したり、相談窓口を周知したりするなど、SOS の出し方に関する教育を含む自殺予防教育を実施します。	学校教育課
教職員に対する、児童生徒が発する SOS の受け止め方に関する研修の実施	24	児童が発する SOS の受け止め方研修	小学校等の教職員に対して、児童が発する SOS のサインに気づき、専門機関につなげるなどの適切な対応がとれるようにするため、研修を実施します。	子育て支援課

活動指標

No.	事業名	現状値 (2023(R5)年度)	担当課
22	生徒指導連絡会 開催回数(参加人数)	2回(346人)	学校教育課

(7) ライフステージや属性・状況に応じた支援



市民のライフステージや属性・状況ごとに、自殺の要因となりうる様々な問題があります。それぞれの問題に特化した施策や適切な相談窓口の紹介を通じて、支援を必要としている人が必要な支援を受けることができるように、取組や事業の周知と内容の充実を図ります。

小カテゴリ	通し番号	取組・事業	内容	担当課
子ども・若者に対する自殺対策の推進	25	大分市子どもの貧困対策専門部会	様々な理由で生活困窮の状態にある家庭の支援を行うため、庁内関係課で構成される専門部会において、情報交換や情報共有を図りながら、各種施策を整理するとともに、効果的な施策を検討します。	子ども企画課
	26	虐待を受けている児童への支援	児童虐待防止及び早期発見に努めるとともに、虐待を受けた子どもへのケアや相談、再発防止に取り組みます。	子育て支援課
	27	ヤングケアラーに対する相談	ヤングケアラーの子どもの把握に努め、必要な相談支援等を行います。また、児童虐待やヤングケアラーに関するチラシを作成し、小中学校及び義務教育学校を通じて子どもに配布し、相談方法や相談先などの周知啓発を行います。	子育て支援課
	28	いじめ・不登校等未然防止対策事業	全小中学校及び義務教育学校において、学級集団検査「Hyper-QU」やいじめアンケート等を実施し、児童生徒個々の学級生活における満足度等を把握するとともに、各学校に対し、調査結果を踏まえ適切に対応するよう指導します。	学校教育課
	29	学校いじめ防止対策委員会	いじめの未然防止、早期発見・対応などのため、個々の状況に応じ、エデュ・サポートおおいたや警察等の必要な関係機関と連携して、組織的な対応を行います。	学校教育課
	30	不登校児童生徒支援事業	不登校となっている児童生徒について、学級担任や養護教諭、スクールライフサポーター等が連携して、不登校となっている原因を調査・把握し、原因の解消に向けた個別の支援に取り組みます。また、保護者に対しては、支援方針を共有するとともに、家庭内での児童生徒への関わり方について助言するなど、個別に必要な支援を行います。	学校教育課
	31	各種相談窓口の周知及び相談体制の充実	①児童生徒等に対する相談窓口の周知 一人で悩みを抱え込まないことや相談では秘密が守られることなどを掲載した「エデュ・サポートおおいた」の案内リーフレットとPRカードを作成・配布します。 ②学校生活等に関する相談の充実 各学校において、児童生徒の悩み・相談に対応します。エデュ・サポートおおいたにおいて、いじめや不登校、友人関係等についての悩みの相談に対応します。	大分市教育センター
	32	教育相談体制の充実	小中学校及び義務教育学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置し、児童生徒の状況や相談内容に応じて、学級担任、養護教諭、教育相談担当者、生徒指導担当者、特別支援教育コーディネーター等と連携して、校内相談体制の充実を図ります。	大分市教育センター 学校教育課

小カテゴリ	通し番号	取組・事業	内容	担当課
子育て世代に対する自殺対策の推進	33	乳児家庭全戸訪問事業	乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じます。また、地域における子育てサロンの紹介など、子育てに関する情報を提供し、子育て世代の方々が子育てで疲れに追い込まれないように支援します。	健康課
	34	こどもルーム事業	保護者の悩みに応じ、子育て情報の提供や保護者どうしをつなげることで育児不安を解消できるよう、親子が気軽に集える場を提供します。また地域子育て相談機関としてこどもルーム指導員や専門知識を持つファミリーパートナー（保育士・保健師・心理士）等が、育児相談に応じたり、子育て支援のサービスや地域情報を提供し、相談者の希望があれば、家庭訪問して相談するなどして気軽に相談できる体制を作ります。	子育て支援課
	35	ひとり親家庭に対する相談	母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の子どもの養育、生活等の相談に応じ、ひとり親であるがために孤立し、追い込まれてしまうことを未然に防止します。また、ひとり親家庭支援プラザでは、土曜日にも相談を受け付けます。	子育て支援課
	36	子育て世帯・ヤングケアラー等訪問支援事業	子育てに対して不安・負担を抱えている子育て家庭及び妊産婦、ヤングケアラー等に対して、家事・育児を支援するヘルパーを派遣し、不安や悩み等の傾聴及び相談支援、家事・育児支援等を行います。	子育て支援課
女性に対する自殺対策の推進	37	女性を対象とした各種相談	①女性のためのなんでも相談 夫婦、家族、対人関係、仕事等、女性が抱える様々な悩み事に関して、相談員が相談に応じます。 ②女性のための女性弁護士相談 女性が抱える問題について、法的な観点から女性弁護士が相談に応じます。	生活安全・男女共同参画課 子育て支援課
	38	妊産婦に対する支援	母子健康手帳交付時のアンケート・面談や妊娠8ヶ月時のアンケートにより、必要に応じて妊娠前から支援します。また、産後うつ等の早期発見等のため、産婦健康診査においてこころの健康チェックを行い、継続支援が必要と判断された産婦については、産科医療機関・助産所等と連携し、産後ケア事業等適切な支援につなぎ、妊娠中から産褥期、子育て期まで切れ目のない支援を行います。	健康課
労働者・経営者に対する自殺対策の推進	39	働く世代健康応援事業	大分市内の事業所を訪問し、生活習慣病予防や心の健康について健康相談や健康教育を行います。	健康課
	40	労働者等の福利厚生の実施支援	大分市内の事業所に勤務する労働者やその事業主に対して、健康の維持増進、自己啓発や余暇活動支援などの事業を実施している「大分勤労者サービスセンター」への加入を促し、労働者等の福祉の向上に努めます。	商工労政課
	41	経営相談	大分市産業活性化プラザにおいて、市内企業で働く人、創業を志す人に対し、「経営面、財務面等に関する情報提供」「経営上の問題点の整理、問題解決のための手法の提案」「経営、人材、情報化、技術等の課題等に関する助言」等の相談に対応します。	創業経営支援課
	42	中小企業向け融資	金融機関へ預託金を預け入れ融資のあっせんを行うことにより、事業者が必要とする運転資金や設備資金の資金繰りを支援します。また、融資を利用する際の信用保証料について、市が一部または全部補助を行います。	創業経営支援課

小カテゴリ	通し番号	取組・事業	内容	担当課
高齢者と高齢者を抱える家族等に対する自殺対策の推進	43	地域包括支援センターによる相談	高齢者に関する総合相談窓口として、高齢者やその家族、地域の人からの相談を受け、必要な情報の提供やサービスを紹介し支援につなげます。	長寿福祉課
	44	認知症家族介護支援事業	認知症高齢者や若年性認知症を抱える家族向けに講習会を開催し、認知症に関する正しい知識を習得し、認知症に対する理解を深めることで、患者を抱える家族の精神的・身体的な負担の軽減を図るとともに、同じ悩みを抱える仲間づくりなどを勧めます。	長寿福祉課
	45	権利擁護事業	高齢者が地域において安心して生活することができるよう、消費者被害等の相談や成年後見制度の紹介、虐待の早期対応等を行います。	長寿福祉課
	46	介護予防・生活支援サービス事業	介護保険の要支援者および事業対象者に対し、運動器の機能向上、栄養改善及び口腔機能の向上等のプログラムを実施することで、高齢者自身の生活行為の維持改善と自立した生活に向けた支援を行います。	長寿福祉課
	47	高齢者虐待防止ネットワーク事業	地域ごとに多様な関係者で構成する「高齢者虐待防止」に関わる会議において、高齢者虐待の早期発見や支援方法並びに解決策等の協議を行うとともに、関係機関との連携強化を図ります。	長寿福祉課
	48	オレンジカフェ(認知症カフェ)	認知症の人やその家族、地域住民、専門職など誰もが気軽に集い、情報交換ができる「認知症カフェ」の運営に対する補助金交付や認知症カフェ運営者を対象とした研修を行い、新規開設や継続的な運営を支援することで、認知症の人やその家族などの孤立化を防止します。	長寿福祉課
生活困窮者に対する自殺対策の推進	49	税金滞納者からの納税相談	企業倒産や失業などにより収入が激減し、納税が困難になった場合など、納税相談に応じ、一定の条件を満たせば納税が猶予されることや、市税の減免が受けられることについて周知に努めます。	納税課 国保年金課
	50	生活保護法による生活保護制度	様々な要因により生活に困窮している人に対して、その困窮の程度に応じて、生活保護基準に基づく保護を実施し、生きていくための生活基盤を整備します。	生活福祉課
	51	生活困窮者自立支援制度	生活困窮者に対して、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、家計相談支援事業、就労準備支援事業等を通して、生活の立て直しに向けた支援を行います。	生活福祉課
	52	生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議	生活に困窮した人が抱える個々の問題について、作成した支援プランが適切かを判断するとともに、関係機関の役割調整ならびに事務評価等の検証を行います。	生活福祉課
	53	市営住宅使用料滞納者の納付相談	企業倒産や失業などにより収入が激減し、使用料の納付が困難になった場合など、納付相談に応じ、一定の条件を満たせば分割納付或使用料が減免されることがあることについて周知に努めます。	住宅課
生きづらさを抱えている、抱える可能性のある人に対する支援	54	性的マイノリティへの差別や偏見の解消に向けた人権教育・周知	「おおいたパートナーシップ宣誓制度」の周知やセミナーの開催、情報誌への記事の掲載などを通じて、性的マイノリティに対する理解を促進することで、偏見や差別の解消に取り組みます。	生活安全・男女共同参画課 人権・同和対策課 人権・同和教育課
	55	地域の居場所づくり事業	全世代を対象に、交流活動を月2回以上実施する非営利団体に対して開設費及び運営費の補助を行い、人との交流を必要とする誰もが集える居場所づくりを進め、地域において孤立化している人や今後孤立する可能性のある人が、人と触れ合える環境を整備します。	生活福祉課
	56	ひきこもり相談	様々な理由でひきこもり、またはひきこもりに準ずる状態にある方やその家族に対して、問題解決に向け必要な支援を行います。	生活福祉課 保健予防課
	57	子どもの居場所づくりネットワーク推進事業	子ども食堂を運営する団体へ経費の一部を補助することにより、学習支援を含めた子どもの居場所づくりを進めます。	子ども企画課
	58	DV相談	配偶者やパートナーから心身への暴力を受けている被害者に対し、個人情報の漏洩に最大限配慮しながら相談に応じるとともに、関係機関と連携しながら必要な支援を行います。	子育て支援課

No.	事業名	現状値 (2023(R5)年度)	担当課
31	PRカード配布数	42,000枚	大分市教育センター
31	案内リーフレット配布数	3,200枚	大分市教育センター
32	SSW(スクールソーシャルワーカー)対応件数	1,638件	大分市教育センター
33	乳児家庭全戸訪問実施率	98.4%	健康課
38	母子健康手帳交付時面接実施率	99.9%	健康課
39	事業所訪問(健康教育)数	11事業所	健康課
43	地域包括支援センター相談件数	61,004件	長寿福祉課
51	生活困窮者自立相談支援事業 新規相談件数	1,266件	生活福祉課
56	ひきこもり相談 延べ件数	93件	生活福祉課・保健予防課
58	DV相談 延べ件数	445件	子育て支援課



(8) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組だけでなく、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことも必要です。様々な問題に関する相談窓口を充実させることで、自殺に傾いている方やその家族が抱える悩みやストレスの負担軽減を図り、「生きることの促進要因」を強化します。

小カテゴリ	通し番号	取組・事業	内容	担当課
様々な悩みに対応する相談窓口の周知	59	市民相談窓口	市政及び個人生活に関する様々な悩み事や心配事等の相談に対応します。	広聴広報課
	60	専門的な悩みごと相談	男女が抱える専門的な悩み事について、各分野専門の相談員が相談に応じます。	生活安全・男女共同参画課
	61	人権相談	人権に関する様々な相談に応じます。また、人権擁護委員による各種人権相談を関係機関と協力して実施します。	人権・同和対策課
	62	精神保健福祉相談	精神的なストレスや抑うつ感、焦燥感など、心の健康に関する相談に応じて、関係機関と連携を図り、適切な支援を行います。	保健予防課
	63	精神障がい者相談員による相談	精神疾患患者やその家族が抱える不安や孤立の軽減を図るため、専門の相談員が相談に応じます。	保健予防課
	64	健康に関する相談	心身の健康に対する個別の相談に応じ、健康な生活に向けて指導及び助言を行います。	健康課
	65	母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談	就業支援員による就業相談、就業情報の提供を行います。	子育て支援課

活動指標

No.	事業名	現状値 (2023(R5)年度)	担当課
59	市民相談窓口 相談対応延べ件数	3,511件	広聴広報課
62	精神保健福祉相談 延べ件数	6,124件	保健予防課
64	健康に関する相談 延べ件数	16,351件	健康課

2 生きることを支える支援関連施策

通し番号	事業名	内容	関係課	カテゴリ
1	障がい福祉施策に関する相談	精神保健福祉士や知的障害者相談員等の専門職員を配置し、相談体制を整えます。	障害福祉課	(1)相談
2	障がい者相談支援センターの設置	障がい者やその家族からの生活相談に応じ、日常生活上の支援等を行います。	障害福祉課	(1)相談
3	就労ピアサポートサロンおおいとの開催	障がい当事者である「ピアスタッフ」を中心に、障がいのある方の「交流・情報交換の場」として当事者同士での相談の機会を提供します。	障害福祉課	(1)相談
4	障がい者虐待防止センターの設置	障がい者が受けた虐待に関する通報や相談に対応するとともに、障害福祉サービス事業所等に対して、啓発訪問や職員への研修を行うことで、早期発見や虐待防止に努めます。	障害福祉課	(1)相談
5	物忘れ定期相談会	認知症サポート医、認知症地域支援推進員による認知症に関する相談会を実施します。	長寿福祉課	(1)相談
6	認知症の悩み電話相談	認知症についての専用電話を設け、物忘れが気になる等の相談に対応します。	保健予防課	(1)相談
7	難病に関する相談	保健師や訪問相談員が、難病患者やその家族等の相談に応じ、必要な支援を行います。	保健予防課	(1)相談
8	難病医療相談会	専門医を講師とした講演会、医療相談会、患者の交流会を開催し、難病患者やその家族等を支援します。	保健予防課	(1)相談
9	労働相談	賃金や、勤務時間等の労働条件をはじめ、各種ハラスメントに関することなど、働く上で生じた様々な悩みや問題について、労働基準監督署等の関係機関と連携しながら、相談に対応します。	商工労政課	(1)相談
10	健康診査事業(特定健康診査を含む)	病気の早期発見・早期治療や、病気そのものを予防するために、健診受診を勧めていきます。	国保年金課 健康課	(2)給付、サービス等
11	子育て世帯(生活保護世帯及び就学援助世帯)への塾費用助成	子どもたちに学力を向上するための機会の提供及び子育て世帯の負担軽減を図るため、生活保護世帯及び就学援助世帯の中学生を対象に塾に通う費用を助成します。	生活福祉課	(2)給付、サービス等
12	保育料の支援	子育て世帯の経済的な負担を減らすため、要保護世帯・多子世帯に対する保育料の軽減や、第2子以降の3歳未満児の保育料の無償化を行います。	子ども入園課	(2)給付、サービス等
13	市営住宅優先抽選	20歳未満の子を扶養している母子もしくは父子、18歳未満の子を3人以上扶養している者などへ、市営住宅に優先的に入居できる抽選を行います。 世帯の所得状況に応じ、家賃の減免を行います。	住宅課	(2)給付、サービス等
14	就学援助制度	経済的な理由でお困りの児童・生徒の保護者の方に、児童生徒の入学にあたり、学用品費の一部や修学旅行費などを援助します。	学校教育課	(2)給付、サービス等
15	人権意識の普及・高揚	あらゆる人権問題に関する啓発ポスターを制作し、各支所や地区公民館等の公共施設に掲示するなど、人権意識の普及・高揚を図ります。	市民協働推進課 人権・同和対策課	(3)啓発
16	いのちの教育プログラム	幼稚園、小・中・義務教育学校・特別支援学校等の幼児・児童・生徒等を対象に、日々の生活の中にある人と動物のかかわりに気づき、いのちの尊厳を感じることができるようプログラムを引き続き実施します。 動物が苦手な子どもや動物アレルギーを持つ子どもに配慮しつつ、犬との交流等も続けて取り組みます。	衛生課	(3)啓発

通し番号	事業名	内容	関係課	カテゴリ
17	子どものメンタルヘルスに関する情報発信	厚生労働省「こころもメンテしよう～若者を支えるメンタルヘルスサイト～」等の情報を市ホームページ等で紹介します。	保健予防課	(3)啓発
18	職場での対応の促進	「職場における自殺の予防と対応」(厚生労働省)等の情報を普及啓発します。	保健予防課	(3)啓発
19	勤労者のメンタルヘルスに関する情報発信	事業主や働く人等に向け、厚生労働省「こころの耳：働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト」や「ストレスチェック制度」等の情報を市ホームページ等で紹介します。	保健予防課 商工労政課	(3)啓発
20	学校での対応の促進	子どもの自殺に関する事案が発生したときは、「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」(文部科学省)等を活用し、各学校で適切に対応できるよう努めます。	学校教育課	(3)啓発
21	認知症サポーター養成講座	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場で認知症の人やその家族を手助けする、認知症サポーターの養成講座を開催します。	長寿福祉課	(4)人材育成
22	健康推進員事業	地域の健康づくりの推進のため、健康づくりに関する知識の普及活動や健診受診率向上のための活動に取り組みます。	健康課	(4)人材育成
23	総合型地域スポーツクラブ活動の支援	多世代、多種目、多志向の理念の下、スポーツや文化活動を通じて、地域の人々の生きがいづくりや健康づくりを目的とする総合型スポーツクラブ活動を支援します。	スポーツ振興課	(5)住みやすいまちづくり
24	ご近所の底力再生事業	自治会内の交流、連帯感を深め地域コミュニティの活性化を図るため、自治会が取り組む住民のふれあいの場づくり等の事業を支援します。	市民協働推進課	(5)住みやすいまちづくり
25	長寿応援バス事業	気軽に外出することができる環境をつくり、健康の維持増進や積極的な社会参加を図るため、高齢者が市内の一般路線バスを利用する際の支援を行います。	長寿福祉課	(5)住みやすいまちづくり
26	老人クラブ活動の支援	高齢者の生きがいづくりや健康づくりを目的とする老人クラブ活動を支援します。	長寿福祉課	(5)住みやすいまちづくり
27	高齢者等世帯に対するごみ出し支援事業	家庭ごみを所定のごみステーションまで搬出することが困難な高齢者、障がい者等の世帯を対象に、自宅の玄関先などに直接収集に伺います。	清掃業務課	(5)住みやすいまちづくり
28	森林セラピー魅力創出事業	森林セラピーを活用した、心と身体の健康づくりや地域振興などを目的として、一般市民を対象にイベント型や個別案内(5人までの少人数)等の様々な体験ツアーを開催します。	林業水産課	(5)住みやすいまちづくり
29	公園の整備	地域住民の要請を基に、健康づくりのための健康遊具を設置するなど、公園の整備を行います。	公園緑地課	(5)住みやすいまちづくり
30	ふれあい交通運行事業	公共交通機関の利用が不便な地域と最寄りの路線バス停留所を結ぶ乗合タクシーを運行させることにより、自家用車を運転しない方などの日常生活における移動手段を確保します。	都市交通対策課	(5)住みやすいまちづくり
31	おおいたふれあい学びの広場	地域の団体等が、放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して子どもに様々な体験活動等の機会を定期的かつ継続的に提供し、子供の社会性を育むとともに地域全体の教育力の向上を図ります。	社会教育課	(5)住みやすいまちづくり
32	子ども体験交流事業	地区公民館において、地域内の関係機関、団体等と連携し、地域全体で子どもの学びや家庭を支えることで、家庭・地域の教育力の向上および地域コミュニティの活性化を図ります。	社会教育課	(5)住みやすいまちづくり

※カテゴリーの説明

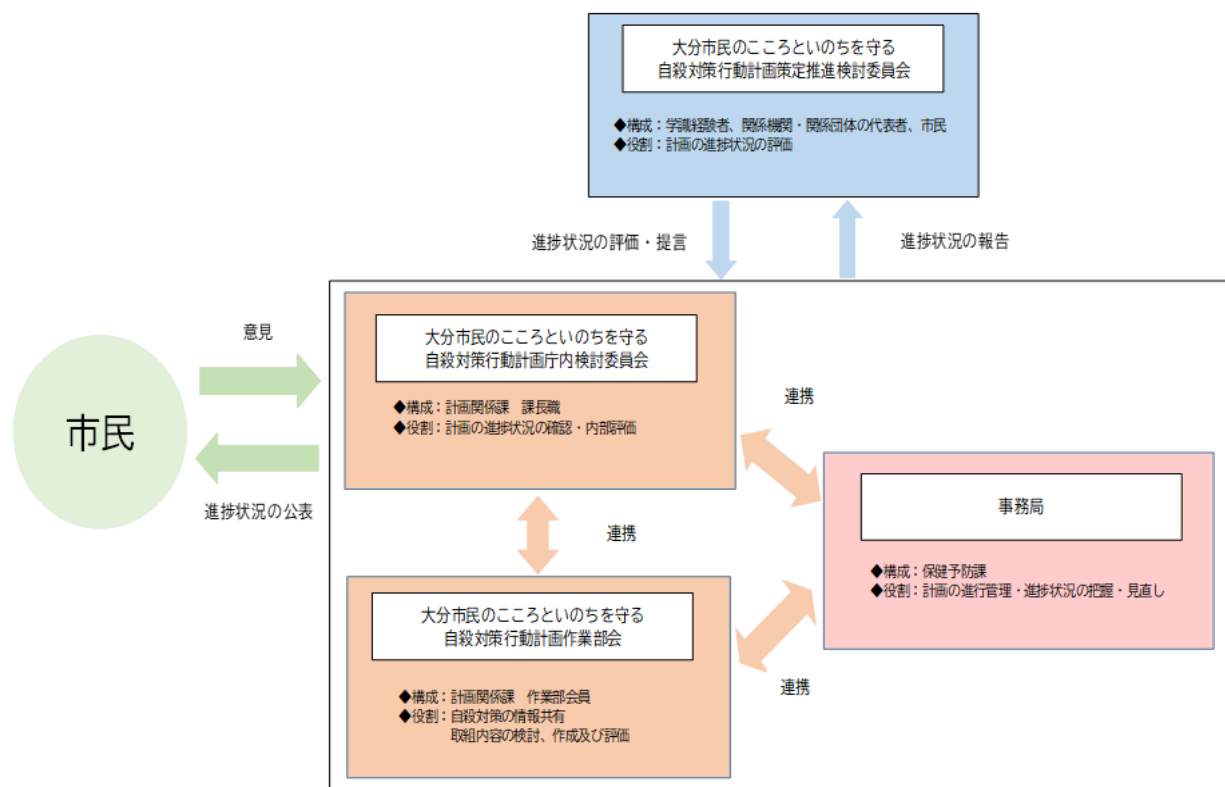
(1)相談	市民からの様々な相談に対し、適切な助言や窓口の紹介等を行うことにより、市民が一人で悩みを抱えることを防ぎ、生きる支援(自殺対策)につなげる。
(2)給付、サービス等	市民に対し、支給・助成・減免・軽減等のサービスを提供することにより、市民一人ひとりの生活の向上を図り、生きる支援(自殺対策)につなげる。
(3)啓発	市民に対し、生きる支援(自殺対策)に関する知識を含む、様々な情報を広く発信する。
(4)人材育成	市民や支援者に対し、研修等により地域を担う人材を育成し、生きる支援(自殺対策)につなげる。
(5)住みやすいまちづくり	誰もが大切にされ、豊かでゆとりのある生活が送れるような、安心・安全なまちづくりを行う。

第6章 計画の推進体制

1 推進体制

『市民一人ひとりの「こころ」と「いのち」を守り、ともに支え、ともに生きる大分市』の実現をめざし、「大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画庁内検討委員会」において、全庁的に関係各課の連携を図り、取組を推進します。また、「大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画策定推進検討委員会」において、専門的見地による意見をいただきながら、本市の自殺対策について引き続き協議します。

〈推進体制のイメージ〉



2 計画の進行管理

各事業の実施状況を毎年把握し、「大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画庁内検討委員会」及び「大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画策定推進検討委員会」において、計画の進捗状況の確認及び評価を行います。また、評価を踏まえて必要に応じて取組の見直しを行います。